

泊って、食べて、たくさん遊ぶとっておきの休日を!!

太平洋にひろがる「天神岬スポーツ公園」

オートキャンプ場

・1区画(10m×10m)
AC電源・水道・野外炉設置
車の乗り入れ可

展望の宿 天神

客室数 洋室11部屋 和室8部屋
コテージ2棟 ロッジ1棟

レストラン岬

営業時間
(平日)11:00~14:00(ラストオーダー13:40)
(土日祝)11:00~14:30(ラストオーダー14:00)

フリーキャンプ場

・1区画(6m×6m)
◎バーベキューサイト
目安1炊10名以下 最大200名程度利用可
4月~9月(9:00~17:00) 10月~3月(9:00~15:00)
(鉄板レンタル有り)

日帰り温泉 しおかぜ荘

営業時間10:00~21:00(最終入場20:30)
木曜日15:30~21:00(最終入場20:30)

アイスショップ(天神岬) ウィンディーランド

営業時間
4月~9月 9:00~17:00
10月~3月(平日)9:00~15:00
(土日祝)9:00~17:00

営業時間
◎フードコート
11:00~20:00(最終受付19:30)
◎温泉
10:00~21:00(最終受付20:30)
◎物産館・ウィンディーランド
9:00~18:00まで

天神岬スポーツ公園

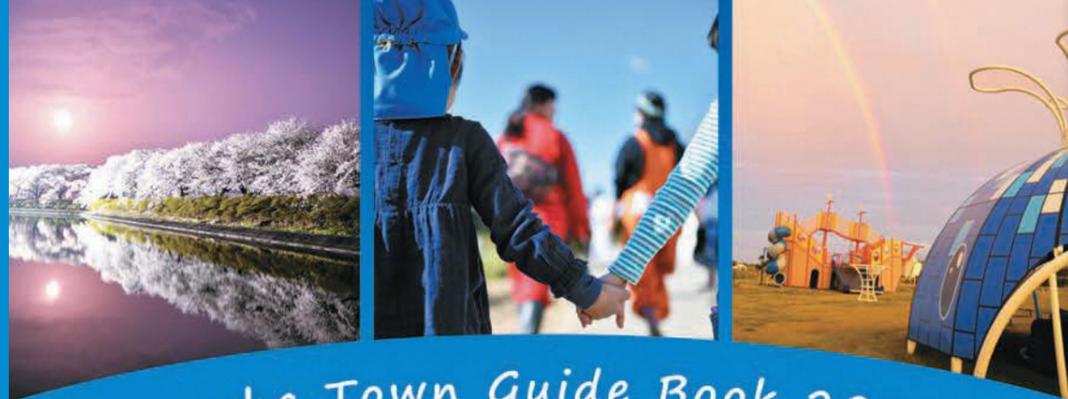
〒979-0604 檜葉町大字北田字上ノ原27-29
TEL0240-25-3113 FAX0240-25-5744



道の駅ならば

〒979-0513 檜葉町大字山田岡字大堤入22-1
TEL0240-26-1126 FAX0240-26-1129

一般財団法人檜葉町振興公社



Naraha Town Guide Book 2021

檜葉町 2021

暮らしの便利帳

- 🔍 檜葉町ガイド
魅力を紹介!わが街情報満載
- 📖 行政ガイド
檜葉町民のインフォメーション

檜葉町
×
株式会社サイネックス

檜葉町ガイド	🔍	4
電話番号一覧表	☎	12
防災・救急	🔥	13
届出・証明	📄	15
税金	💰	18
保険・年金	❤️	20
福祉・健康	🚶	23
子育て・教育	👨👩👧	29
生活・環境	🗑️	34
相談・行政区(自治会)	👤	39
議会・選挙	🗳️	40

檜葉町役場へのお問い合わせは

〒979-0696
福島県双葉郡檜葉町
大字北田字鐘突堂5-6
☎0240-25-2111
☎0240-25-1100
🌐 <https://www.town.naraha.lg.jp>



Greeting

檜葉町 暮らしの便利帳

発刊にあたって

檜葉町長
松本 幸英



東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から間もなく10年が経過しようとしています。

震災以降、ふるさと檜葉の原風景を取り戻すことを最優先に、復旧・復興事業に取り組んでまいりました。その結果、生活環境は整いつつあり、復興拠点として整備した「笑ふるタウン」では、医療・福祉・住宅・交流・商業施設の立地により、賑わいが回復してきたところであります。

健康増進・スポーツの分野では、Jヴィレッジや屋内体育施設「ならはスカイアリーナ」などの施設の充実、道の駅ならはの全面再開など、観光施設も充実し、農業分野にいたってはカントリーエレベータや国内最大級の甘藷貯蔵施設が完成するなど、復興に向けて着実に前進しています。

今後はこれらの施設を効果的に結び付け、交流人口・定住人口の拡大に繋げられるように、魅力あるソフト事業に重点をおいた施策を展開し、「新生ならは」の創造に向けて、様々な分野で「チャレンジ」を続けていきたいと考えております。

震災以降、我々が提供する行政サービスは複雑多岐にわたりサービスを受ける町民の皆様には、非常に解りづらく、敷居の高いものとなっております。

このような中、町民の皆様に補助金や助成制度などの行政サービスを取りまとめた冊子を作成し住民福祉の向上を図りたいとの職員の提案を受け、本誌「暮らしの便利帳」の発行に至りました。

本誌は檜葉町において生活する上で役立つ情報をわかりやすくとりまとめたものであり、町民の皆様が、より豊かで快適な生活を送るための一助になれば幸いです。

結びに、本誌の発行にあたり、ご協賛を賜りました町内事業者の皆さまに厚く御礼を申し上げますとともに、引き続き町政に対するより一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。



檜葉町

暮らしの便利帳



INDEX



- 発刊にあたって 1
- INDEX 2



檜葉町ガイド 4

- 檜葉町ってどんなまち? 4
- みんなの交流館 ならはCANvas 5
- 檜葉町MAP 6
- みどころ 8
- イベント 10
- 特産品 11



電話番号一覧表 12



防災・救急 13

- 消防・救急 14



届出・証明 15

- 届出 15
- 印鑑登録 16
- マイナンバーカード交付申請 16
- 各種証明書発行(手数料) 17



税金 18

- 税金の種類・納期について 18
- 税の仕組み・納税の方法 19



保険・年金 20

- 国民健康保険(国保) 20
- 後期高齢者医療制度 21
- 国民年金 22

広告



快適にお買い物を楽しんでいただけるお店がモットーの品揃えが自慢のスーパーです!!

Vchain **バイチェーン**



Fresh Food **Nemoto**

【営業時間】 9:00~19:00 (定休日:水曜日)

バイチェーンネモト

〒979-0604 檜葉町大字北田字中満256 **TEL0240-25-3165**



ふくのや

1日~長期ご宿泊

アパート・下宿

ご相談下さい

- 1泊から長期の宿泊
- アパート:メゾンふくのや I・II (家電・光熱費込みなど)

有限会社 ふくのや

ご宿泊・ご入居のお問合せは

〒979-0603 檜葉町大字井出字浄光西16-1



FAX

0240-25-2935



福祉・健康

23

- 介護保険制度 23
- 要介護認定までの流れ 24
- 介護保険サービス 25
- 高齢者福祉 26
- 障がい者福祉 26
- 生活困窮者支援 28
- 住民健診 28
- その他の保健事業 28



子育て・教育

29

- 子育て支援 29
- 子どもの予防接種 31
- 子育て支援センター 32
- 乳幼児健康診査 32
- 認定こども園 32
- 教育 33



生活・環境

34

- ごみ 34
- その他 35
- 上水道 36
- 下水道 37
- 建物・土地・景観 38
- 犬の登録・狂犬病予防接種 38



相談・行政区(自治会)

39

- 各種相談 39
- あなたも行政区へ 39



議会・選挙

40

- 町議会の仕組み 40
- 選挙権 40



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

広 告

四季折々の風情と海鮮料理でおもてなし

海鮮四季工房 きむらや 榎葉本店

海鮮四季工房
きむらや
いわき店

いわき市平南町70-1
☎0246-24-8254
引き続き営業しております。

営業時間 16:00~21:00
定休日 不定休(祝祭日は応相談)
予約制 祝宴、法用宴、会合等

● 予約無しのおお客様用のお部屋
ご用意しました(約20人分)
~お気軽にご相談下さい~

榎葉町大字井出字木屋138
☎0240-25-2054
海鮮四季工房 きむらや 検索

常盤物復活

布団クリーニング

快適な睡眠には、清潔なお布団が必要不可欠です。当社は、長年培った洗濯の技術で、お預かりしたお布団をふかふかにし、お客様の快適な睡眠をサポートいたします。また、日光消毒では落ちない、ダニや花粉も丸洗いで除去できますので、ぜひ当社の丸洗いをご利用下さい。

布団レンタル

急なお客様や、短期の利用に最適
急なご来客や、冠婚葬祭の行事、研修や合宿、その他1日限りのイベントなどの時、購入するよりもレンタルが断然お得です。当社は、貸布団セットを必要な時に必要な数のみレンタルでお届けいたしますので、是非ご利用下さい。

コインランドリー

榎葉町にある大型コインランドリーです。
室内はこまめな清掃で、常に清潔を心がけております。
休憩スペースには、週刊誌や漫画も取り揃えておりますので是非ご利用ください。
コインランドリー1号店(国道6号線沿い)
コインランドリー2号店(ここなら笑店街内)



株ヘルシージャパン

代表取締役 渡辺 清

榎葉町大字山田岡字南作17 TEL.0240-25-5095 FAX.0240-25-5018



檜葉町ってどんなまち？

檜葉町は、福島県の太平洋に面した浜通り地方に位置し、年間を通して比較的温暖な気候で、自然豊かな里山や田園が広がり、スポーツ、文化・芸術活動や町民活動も活発。田舎の穏やかな時間が流れつつ生活にも便利、まちには笑顔と元気があふれています。

檜葉町ガイド



町の花・木・鳥



ヤマユリ

純潔で香り高く気品があって鱗茎の固い団結は、町民の連帯感を深め、お互いに協調しい調和と統一のあるまちを願っています。



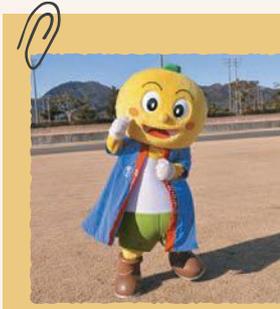
スギ

若木の伸びる姿は、青年の活力を思わせ、古くから人々になじみ深く樹齢も長いことから活力に満ちたまち、友情と福祉のまちを願っています。



うぐいす

長かった冬に春の訪れを告げる美しい声は、人々に躍動をおこさせ、抱擁力があることから魅力あるふるさとづくりを願っています。



マスコットキャラクター「ゆず太郎」

ゆず栽培の北限地とされている檜葉町は「ゆず香る文化の里」をうたい、全世界に苗を配布するなど、まちおこしにゆずを活用してきました。お酒やケーキ、アイスクリームなどの加工品をはじめ、町のマスコットキャラクターにもゆずにちなんだ「ゆず太郎」を採用。天神岬温泉「しおかぜ荘」では冬至にゆず湯を楽しめます。

人口・世帯数 (令和2年10月31日現在)

人口	総数 6,771人
	男 3,445人 女 3,326人
世帯数	2,988戸

広告

笑ふるタウンならは
**ここなら
笑店街**
しほらでんざり

〒979-0604 檜葉町大字北田字中満260番地
一般社団法人ならはみらい(管理運営先)
TEL.0240-23-6771
https://naraha-kokonara.com

コメリ [ホームセンター]

◎9:00~19:00
☎0240-26-1010

光洋舎クリーニング [クリーニング]

◎9:00~18:00(定休日:日曜日、祝祭日)
☎0240-25-2358

食楽処 みるみや [食・飲み処]

◎11:00~14:00、17:00~21:00(L020:20)
(定休日:日曜日、不定休)
☎0240-23-6077

ブイチェーンネモト [スーパー]

◎9:00~19:00(定休日:水曜日)
☎0240-25-3165

豚国巻 [飲食店]

◎11:00~14:30(L014:00)(定休日:日曜日)
☎0240-23-6610

-BARBER-SMILE [理容室]

◎10:00~19:00(定休日:月曜日)
☎0240-23-7373

Fusion [ピザレストラン]

◎11:00~14:00(L013:30)、17:00~21:00(L020:30)
(定休日:不定休)
☎0240-23-5557

麺joy ちゃんぽん家 [ラーメン・定食]

◎11:00~20:00(L019:30)(年中無休)
☎0240-23-7585

アルジャーノン [パン屋]

◎10:00~18:00(定休日:日曜日、月曜日)
☎0240-25-5188

ピクトのご案内 | お子様向けメニューあり | 離乳食のためのサービス | アルコールメニューあり | TAKE OUT 商品あり | 個室あり | デリバリーあり(詳細は各店舗にお問合せ下さい) | キャッシュレス対応

みんなの交流館 ならはCANvas

みんなとおしゃべりしたり、ひとりでゆっくり本を読んだり、イベントや教室に参加したり、だれでも自由に交流し利用できるスペースです。

① 所 檜葉町大字北田字中満260
② 問 一般社団法人ならはみらい
③ ☎ 0240-25-5670
④ 🌐 <https://naraha-canvas.com/>



広 告



一般社団法人

ならはみらい

平成26年6月末に「まちづくり会社」として設立。「きずな・安心・活力」この3つの基本理念のもと、町内外から応援をいただきながら町民自身が主体的に関わりを持ち、住みよい暮らしとなるよう様々な事業に取り組んでいます。



主な取り組み:町民活動サポート/生活再建のための受付業務/視察対応/ボランティア組織の事務局/施設指定管理事業 他

住所:檜葉町大字北田字中満260 みんなの交流館ならはCANvas内 電話:0240-23-6771



檜葉町 MAP

仙台方面

福島第二
原子力発電所



太平洋



凡例

- 郵便局 (Post Office)
- 教育施設 (Educational Facility)

check!

東京方面

地域のまちづくりを応援します。

檜葉町建設業協会

〒979-0603 檜葉町大字井出字前沢50-2

TEL 0240-23-5217 FAX 0240-23-5007

株式会社 橋本組

〒979-0603 檜葉町大字井出字木屋176
TEL 0240-25-3724 FAX 0240-25-3725

株式会社 五大

〒979-0603 檜葉町大字大谷字仲平57-1
TEL 0240-23-6444 FAX 0240-23-6437

加藤建設 株式会社

〒979-0603 檜葉町大字井出字八石83
TEL 0240-25-2818 FAX 0240-25-2819

草野建設 株式会社

〒979-0605 檜葉町大字大谷字鐘突堂19-10
TEL 0240-25-3121 FAX 0240-25-3838

株式会社 中野建設

〒979-0513 檜葉町大字山田岡字堂ノ下17-3
TEL 0240-25-3508 FAX 0240-25-3732

水島建設 株式会社

〒979-0606 檜葉町大字上繁岡字小六郎69-1
TEL 0240-25-2480 FAX 0240-25-3611

合資会社 諸橋建設工業

〒979-0603 檜葉町大字井出字木屋11-1
TEL 0240-25-2013 FAX 0240-25-2378

株式会社 佐藤興業

〒979-0603 檜葉町大字井出字浄光西16-2
TEL 0240-25-4790 FAX 0240-25-4490

株式会社 ヌタカ建設

〒979-0603 檜葉町大字井出字八石65-2
TEL 0240-25-2614 FAX 0240-25-8070

株式会社 彩輝

〒979-0605 檜葉町大字大谷字鐘突堂15-4
TEL 0240-25-2585 FAX 0240-25-8829



ならはの魅力
紹介!

01

みどころ



檜葉町ガイド



MAP 1

天神岬スポーツ公園

太平洋が一望できる公園内はお子様用のアドベンチャー広場や広大な芝生広場、サイクリング、ドッグラン、キャンプ場、バーベキュー場が整備されています。なかでも、手ぶらで楽しめるバーベキューは大人気!!

View Spot



しおかぜ荘 MAP 3

黄金色の塩化物泉で肌がしっとりとする美肌の湯。源泉100%を使用し、雄大な太平洋を眺めながら入る露天風呂が自慢の日帰り温泉です。

MAP 2

みるーる天神

視界が広く開け、津波被害の大きかった前原・山田浜地区も眼下に広がります。展望デッキには、東日本大震災の津波の様子を映像で見ることができる装置も備えられているほか、復興を祈念した美しいモニュメントも建立されています。



MAP 4

Jヴィレッジ



Jヴィレッジは、福島県浜通りに位置し、東北地方にありながら温暖な気候で冬季も雪の影響を受けずに年間を通してサッカーを楽しむことができます。

施設面積は、東京ドーム10個分となる49haにも及び、観客席付スタジアムを含め天然芝ピッチ8面、人工芝ピッチ2面、全天候型サッカー練習場、雨天練習場、ホテル(総客室数200)、フィットネスジム、アリーナ、プール、約730台収容駐車場を備えた一大トレーニングセンターです。

広告

人に、自然にやさしい家づくり



総合建設業

合資会社

一級建築士事務所

設計・施工

諸橋建設工業



土地造成から新築建物、増改築、リフォーム、外構工事及びアパートや店舗など、建物に関することを、お気軽にご相談ください。

☎ 0240-25-2013
FAX 0240-25-2378

檜葉町大字井出字木屋11-1
<http://www.morohashinoie.co.jp/>



上繁岡大堤の桜 MAP 5

町内でも有数の桜の名所である。堤体から水面へせり出すように、ソメイヨシノが並ぶ姿は壮観。冬には、白鳥の飛来地として知られ、子ども連れも楽しめる。



MAP 6

ココなら笑店街

災害公営住宅や診療所など、様々な生活機能を集約させ、檜葉町の新たな生活拠点を目指しているコンパクトタウン。その中にある商業施設「ココなら笑店街」には、スーパーや飲食店、理容店など11店舗が営業しています。



木戸川溪谷 MAP 7

新緑や紅葉など四季折々の魅力であふれる木戸川溪谷は、木戸ダムから下流に約3km遊歩道が整備されており、雄滝雌滝やじい杉ばあ杉をはじめとした檜葉町の壮大な自然を感じることができます。



ならは MAP 8

スカイアリーナ

アリーナ、フィットネス、屋内プールを備えた、スポーツを通して、仲間・家族・世代をつなぎ「皆様の健康と魅力ある暮らし」を支える、スポーツと文化の新交流拠点施設です。

MAP 9

道の駅ならは

憩い・くつろぎを提供する温泉保養施設と、地域の特産品を販売提供する物産館、檜葉町名物「マミーすいとん」も味わえるフードコートなど癒しと楽しみを感じられる道の駅です。



広告

昼はお食事 夜は大衆居酒屋です。



営業時間

■ AM11:00~PM14:00

■ PM17:00~PM22:00

■ 休日:日曜・祝祭日

飲会・歓送迎会・カラオケ完備・お食事全般

大衆居酒屋

〒979-0605

50名様対応

檜葉町大谷鐘突堂5-1

平

TEL 0240-25-4992

農業機械・林業機械 販売・修理

大友農機商会

代表 大友 俊信

檜葉町大字下小埜字久保田27-1

TEL・FAX (0240)25-5098



ならはの魅力
紹介!

02 イベント

榎葉町ガイド



県無形文化財指定

大滝神社の浜下り行事

木戸川の上流にある大滝神社の神輿が太平洋まで下り、潮水を浴びる行事で、太鼓と笛の音を表現した「タンタンペロペロ」と呼ばれています。県の無形文化財指定の榎葉町を代表する伝統行事で、毎年4月の第2日曜を中心とする5日間で行われています。



サマーフェスティバル

榎葉町の夏の風物詩サマーフェスティバル。豪華アーティストによる音楽ライブが観客を魅了し、夜空に打ち上げられる色とりどりの花火がイベントのフィナーレをかざります。



秋空散策あるこう会inならは

榎葉町を巡るウォーキングイベント。気軽に参加できるまちなかを巡るコースや、自然を楽しみながら木戸川溪谷を歩くコースなど、榎葉町の秋を感じながら観光スポットを散策します。ゴールでは毎年恒例の榎葉名物「マミーすいとん」と町のお母さんたちが作るカレーライスが大好評です。



ならSUNフェス

榎葉町の農林水産物の収穫を祝う「ならSUNフェス」。町内産の野菜や米、鮭などおいしいもの盛りだくさん。榎葉町の食と農を満喫できます。



Jヴィレッジハーフマラソン

スタート・ゴールをサッカーの聖地「Jヴィレッジ」とし、榎葉と広野の町内を駆け抜けるコースとなっているハーフマラソン大会です。ハーフマラソン以外にも、短めのコースなど幅広い年代が参加し楽しめます。走らない方も沿道からの応援で盛り上がります。



広告

～ 豊工事一式 ～

遠藤豊店

代表 遠藤 正二

榎葉町大字北田字細内29-1

090-3756-3167

「地域社会への貢献と共に、人々に幸福を届けたい」

— 電気設備工事・空調設備工事・設計施工 —

電気設備の技術者集団企業。

“確かな技術で社会をサポートします。”

有限会社 河口電気工事

代表取締役 河口 優

榎葉町大字上繁岡字小六郎37-3

TEL.0240-25-4826 FAX.0240-25-5193

河口電気工事 榎葉町 検索

ならはの魅力
紹介!

03

特産品

檜葉の風



檜葉町でとれた酒米「夢の香」を使用し、姉妹都市である会津美里町の酒蔵「白井酒造店」で醸造した、檜葉町オリジナル日本酒です。

木戸川の鮭



10月中旬～11月中旬には捕れたての新鮮なサケや切身、イクラなどの加工品が販売所にて期間限定オープン。通年加工品の販売あり。

ならはの名物・お土産

6選



ゆず(ゆず製品)

檜葉町は「ゆず香る文化の里づくり」をしている柚の町です。柚の特産品として、柚酒「ゆず里愛」、ゆず塩ラーメンやゼラートなどがあります。

マミーすいとん

サッカー日本代表が「ヴィレッジ」で合宿した際、すいとんに出会ったトルシエ監督が、フランスのおばあちゃんの味に似ていると気に入り命名。



檜葉のお米

緑豊かな阿武隈山系から流れる清らかな水と、日光に恵まれた環境で栽培されたコシヒカリと天のつぶは、粒はりが良くとてもおいしい米です。



ゼラート

甘さ控えめで後味さっぱり、素材そのものの風味を大切にしたゼラートは、心をこめて毎日手作りしております。

広告

—農業の振興と地域社会への貢献—

JA福島さくら檜葉支店

～緑の大地、ふるさとの農業と
くらしの再生をめざして～

〒979-0514 檜葉町大字下小埸字大木下5

TEL(0240)25-3131

FAX(0240)25-3133

HP <http://www.ja-fsakura.or.jp>





電話番号一覧表



電話番号一覧表

役場	代表	0240-25-2111
	総務課	0240-23-6100
	税務課	0240-23-6101
	住民福祉課	0240-23-6102
	復興推進課	0240-23-6103
	産業振興課(農業委員会) (土地改良区)	0240-23-6104
	新産業創造室	0240-23-6105
	建設課	0240-23-6106
	くらし安全対策課	0240-23-6109
	出納室	0240-23-6131
	議会事務局	0240-23-6132
	教育総務課	0240-23-5515
	福祉	榑葉町社会福祉協議会
榑葉町地域包括支援センター		0240-25-4155
特別養護老人ホームリリー園		0240-25-1777
やまゆり荘		0240-25-1077
医療	ふたば復興診療所(リカーレ)	0240-23-6500
	ときクリニック	0240-25-1222
	双葉医療センター附属病院	0240-23-5090
	蒲生歯科医院	0240-25-2061
	鈴木繁診療所	0240-23-7763
教育	ならは薬局	0240-23-7183
	榑葉中学校	0240-25-2010
	榑葉南北小学校	0240-25-8810
	あおぞらこども園	0240-26-0808

公共施設	榑葉町コミュニティセンター	0240-25-4701
	榑葉町サイクリングターミナル	0240-25-3113
	しおかぜ荘	0240-25-5726
	道の駅ならは	0240-26-1126
	みんなの交流館ならは CANvas	0240-23-6771
避難所	榑葉町保健福祉会館	0240-25-4157
	榑葉まなび館	0240-23-6190
	ならはスカイアリーナ	0240-23-7966
	榑葉町コミュニティセンター	0240-25-4701
警察	あおぞらこども園	0240-26-0808
	双葉警察署榑葉駐在所	0240-25-2014
消防	富岡消防署榑葉分署	0240-25-2119
水道	双葉地方水道企業団	0240-23-5323
電気	東北電力(株)コールセンター	0120-175-655
ガス	榑葉プロパン	0240-25-2165
	永山プロパン	0240-25-2216
交通	榑葉タクシー	0240-25-2131
	新常磐交通(バス)	0246-46-1646
ごみ	南部衛生センター	0240-25-4609
環境省	福島地方環境事務所 浜通り南支所	0240-25-8993
新聞	竜田新聞販売センター (竜田エリア)	080-6014-6044
	脇沢新聞店(木戸エリア)	0240-25-4217
健康	ならはスカイアリーナ	0240-23-7966
	榑葉町スポーツ協会	0240-26-0076
	Jヴィレッジ (フィットネスジム)	0240-23-7311

広告

for you あなたのために...

美容室
YOU

縮毛矯正・カット・パーマ・カラー・
各種着付・貸衣装承ります。

営業時間 AM9:00~PM6:00
榑葉町大谷上ノ原1-143
予約制 TEL/FAX (0240)25-3655

あなたと、コンビニ、

FamilyMart

ファミリーマート
榑葉町上繁岡店

榑葉町大字上繁岡字山神18-3
☎0240-26-0228



町がお知らせする避難情報

くらし安全対策課 ☎0240-23-6109

町は、災害により避難が必要と判断した場合、その緊急度に応じた避難情報を防災広報無線などで町民の皆さんにお知らせします。

	避難情報	とるべき行動	気象庁などの情報
警戒レベル5	災害発生情報	災害がすでに発生しています。命を守るための最善の行動をとってください。	大雨特別警報(土砂災害) 氾濫発生情報
警戒レベル4	避難指示(緊急)	避難を完了しましょう。道路の冠水などですでに避難が困難になっている可能性があります。この状況になる前に避難を完了しましょう。	土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報
	避難勧告	土砂災害危険区域や河川の氾濫時に浸水の恐れのある地域に滞在している人は、避難を開始しましょう。	
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	避難の準備をしましょう。高齢者など避難に時間を要する人は避難を開始しましょう。	大雨警報 洪水警報
警戒レベル2		ハザードマップなどで避難行動の確認をしましょう。	大雨注意報 洪水注意報
警戒レベル1		災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (警報級の可能性)

町からの避難情報の発令に注意しつつ、必要だと感じたら避難勧告などがなくても早めの避難行動をとりましょう。

避難行動

避難は「難」を「避」けることです。滞在している場所が危険な区域でない場合は、避難をする必要はありません。また、避難先は指定避難所だけでなく安全な区域の親戚や知人宅も考えられます。その場合は、平時から相談しておくようにしてください。

災害用伝言ダイヤル171

大規模な災害が発生した際に、被災した地域の方が録音した安否情報を、親戚や友人などが「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができます。伝言の録音・再生は被災した地域の方の携帯電話、自宅の固定電話や公衆電話を使っておこないます。なお、利用にあたっての事前の契約や手続きは不要です。①⑦①をダイヤルし、ガイダンスに従ってください。

避難行動要支援者避難支援

榎葉町は、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿を作成しています。名簿への登録を希望される方は住民福祉課へお問い合わせください。 ☎0240-23-6102

非常持出品

いざという時のために、普段から非常持出品を用意し、リュックサックなどに入れて備えておきましょう。
●非常食 ●飲料水 ●救急用品 ●ラジオ・懐中電灯
●衣類・タオル・マスク・ウェットティッシュ
●現金・通帳 ●免許証や健康保険証のコピー など
上記の品は、誰でも用意しておいたほうが良い基本的な物です。性別や年代、それぞれの方の事情によりひとりひとり必要とするものが違います。自身の生活様式などにあわせて用意しておきましょう。

戸別受信機

町では、地震や火災など災害時の情報と町からのお知らせなどを受信する戸別受信機を貸し出しています。貸し出しを希望される場合や受信状況が良くない場合は、役場までお問い合わせください。



広告

 LPガス・灯油
住宅機器総合販売
配管工事設備施工

有限会社 榎葉プロパン

〒979-0604 榎葉町大字北田字鐘突堂12
TEL(0240)25-2165
FAX(0240)25-2166

日通プロパンガス特約店
・ガス器具・灯油販売・風呂、流し台・配管施工

有限会社 永山プロパン

代表取締役 永山 昭成

〒979-0514 榎葉町大字下小塙字佐野97-2
TEL(0240)25-2216(代) (0240)25-2432
FAX(0240)25-5352



🔴 ハザードマップ

ハザードマップには土砂災害や洪水、津波の被害が発生するおそれがある区域を色付けして表示しています。災害時に危険な区域にいないことがないようにあらかじめ確認しておきましょう。

ハザードマップ(檜葉町防災マップ):
https://www.town.naraha.lg.jp/bousai_map/

檜葉町総合防災ガイド:
https://www.town.naraha.lg.jp/Files/2020/A4_page.pdf



消防・救急

問 富岡消防署檜葉分署 ☎0240-25-2119

通報はあわてず、正確に！！

火事 のとき

火事です！
(家・山)が燃えています。

火事や救急のときは119番

救急 のとき

交通事故
(急病)です！

住所は、〇〇町
〇丁目〇番〇号です。
目標物は、〇〇です。



場所(住所)は、
〇〇町〇丁目〇番〇号
です。目標物は、〇〇です。

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。



負傷者(病人)は〇〇で、状況(症状)は〇〇です。

- ・事故の場合: 事故の状況、負傷者の数、容態
- ・急病の場合: 患者の性別、年齢、症状

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。

- ※アパートやビルの場合、名称と〇階の〇号室ということも知らせてください。
- ※住所がわからないときは、目標物になるもの(建物、バス停など)を伝えてください。

🔴 こんなときは届出を！

次の行為をする場合は、富岡消防署檜葉分署へ

- 火災とまぎらわしい煙や、火炎が発生するおそれのある行為
- 少量危険物(例: 灯油で200ℓ以上1,000ℓ未満、ガソリンで40ℓ以上200ℓ未満)の貯蔵や取扱いをするとき(個人で取り扱う場合は、灯油500ℓ以上、ガソリン100ℓ以上)
- プロパンガス(300kg以上)や圧縮アセチレンガス(40kg以上)の貯蔵や取扱いをするとき

🔴 救急医療のご案内

医療機関名	問合せ先
ふたば医療センター附属病院	☎0240-23-5090

広 告

衣料品
着物・着物関連
(販売・直し)

学生服
学校用品

寝具販売
介護用品販売

ギフト用品
(カタログ販売)

総合衣料品店

マルミ

～ふるさと檜葉に希望のあかりを灯します。～

檜葉町大字井出字西原67-5

配達・ご送迎 承ります ☎(0240)25-2404



届出・証明



公式サイトで
詳細情報を
すぐにチェック!



届出

問 住民福祉課 ☎0240-23-6102

戸籍の届出

出生届

お持ちいただくもの

生まれた日を含め14日以内

- 届出人(父または母)の印鑑
- 母子健康手帳
- 出生届出書

届出人 生まれた子の父または母

届出地 届出人の現在地(住所地)、
本籍地、出生地



婚姻届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 婚姻届書
- 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)
- 夫妻(旧姓)の印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類

届出人 夫・妻になる方

届出地 現在地(住所地)、
本籍地

離婚届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 離婚届書
- 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)
- 届出人の印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類

届出人 夫・妻

届出地 現在地(住所地)、
本籍地

死亡届

お持ちいただくもの

死亡したことを知った日から7日以内

- 届出人の印鑑
- 死亡届書

届出人 親族、後見人など

届出地 届出人の現在地(住所地)、
死亡者の本籍地、死亡地



住民登録の届出

転入届

お持ちいただくもの

住み始めた日から14日以内

- 転出証明書
- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- マイナンバーカード(個人番号カード)

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

転出届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- マイナンバーカード(個人番号カード)

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場



転居届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- マイナンバーカード(個人番号カード)

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

世帯変更届

お持ちいただくもの

変更した日から14日以内

- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場



届出・証明

広 告

～いのちの尊さ、真心こめて～



総合葬祭

セレモニーホール

ふたば

広野町大字上北迫字二ツ沼14-74

24時間受付 TEL(0240)28-0515

～石工三代 想いをカタチに～

株式会社 芦口石材店

代表取締役 芦口 一美

石のことなら何でもご相談下さい。
(お墓の工事・リフォーム・清掃・戒名刻など)

〒979-0513 檜葉町大字山田岡字仲丸1-11

TEL(0240)25-3145
FAX(0240)25-5032

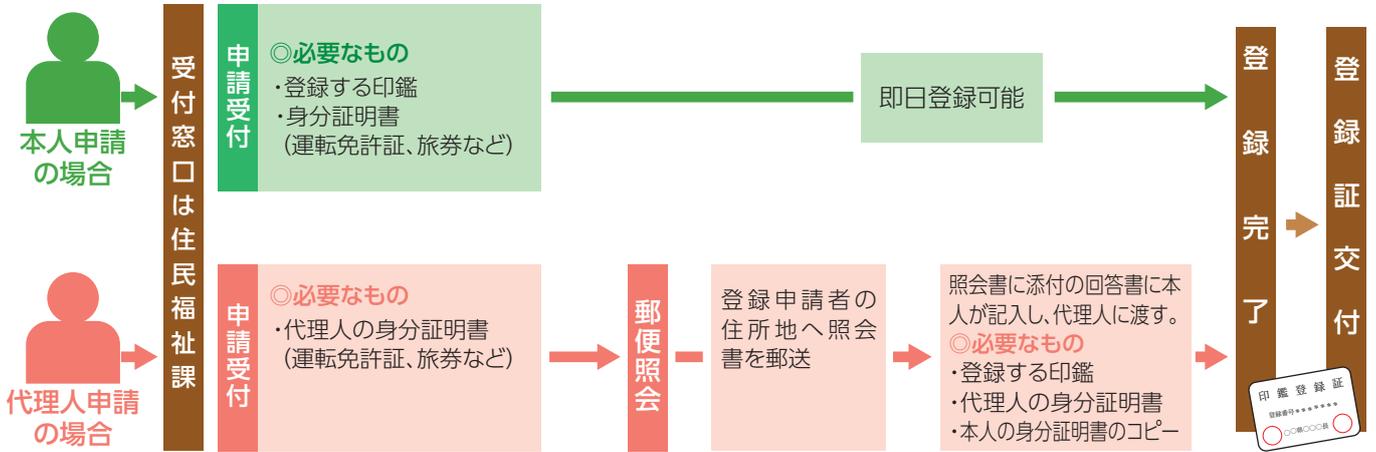


誰でも登録できるの？

満15歳以上で住民登録をされている方が、一人につき1本だけ登録できます。転出すると失効します。



印鑑登録の流れ



届出・証明

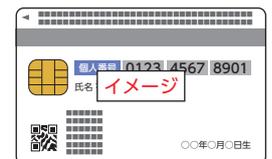
マイナンバーカード交付申請

マイナンバーは一つとして同じ番号はなく、一人一人が固有の番号を持つことで、行政の効率化や国民の利便性の向上を図るものです。また、身分証明をはじめ、さまざまなことに利用できる「個人番号カード」が申請により交付されます。申請には様々な方法があります。

申請方法	
郵送による申請	①個人番号カード交付申請書に必要事項を記入 ②送付用封筒に入れて郵便ポストに投函
スマートフォンによる申請	①スマートフォンのカメラで顔写真を撮影 ②交付申請書のQRコードを利用して交付申請用WEBサイトにアクセスし、必要事項を入力し、顔写真データを添付して送信



イメージ(表)



イメージ(裏)

※交付申請書をお持ちでない方は住民福祉課戸籍住民係へご連絡ください。
 ※そのほか、「マイナンバーカード総合サイト」より、手書き用申請書を印刷のうえ、マイナンバーを記入し郵送で申請することもできます。
 ※申請から1か月ほどで、「個人番号カード交付通知書」がご自宅に送られます。交付通知書をお持ちのうえ、役場でマイナンバーカードの受け取りをしてください。

広 告

Link with the future
～未来はつながることから～



～エネルギーの総合企業～



INFINI
アンフィニ株式会社
営業時間 9:00～18:00
〒979-0602 檜葉町下繁岡北谷地16



Japan電力



Japan Solar



Japan Battery

TEL 0240-26-0888

各種証明書発行(手数料)

② 戸籍・住民票関係の発行

☎ 住民福祉課 ☎0240-23-6102

証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民票	1通 200円	<ul style="list-style-type: none"> ●本人の場合 ・本人確認書類 ●代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類 窓口交付の場合のみ6人以上の住民票謄本は1通400円
住民票記載事項証明書	1通 200円	
戸籍全部・個人事項証明書	1通 450円	※本籍地の市区町村で発行します。 <ul style="list-style-type: none"> ●戸籍に記載されている方などによる請求・本人確認書類 ●第三者請求…請求事由必要 ・委任状が必要になります。 ・必要に応じて資料の提供や説明を求めます。
除籍謄本	1通 750円	
原戸籍謄本	1通 750円	
戸籍記載事項証明書	1通 350円	
戸籍の附票	1通 200円	
身分証明書	1通 200円	

② 税関係の証明書の発行

☎ 税務課 ☎0240-23-6101

証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項	
住民税	所得証明書	1通 200円 所得金額の証明	<ul style="list-style-type: none"> ●本人の場合 ・本人確認書類 ●代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類
	所得課税証明書	1通 200円 所得金額、所得控除及び税額の証明	
	非課税証明書	1通 200円 課税されていない証明	
	所在地証明書	1通 200円 法人事業所の所在地の証明	
固定資産税	評価証明書	1通 200円 資産の評価額の証明 ※複数件数の場合は最初の1件が200円。加算ごとに1件当たり40円増。	<ul style="list-style-type: none"> ●本人の場合 ・本人確認書類 ●代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類
	公課証明書	1通 200円 課税標準額、税相当額の証明 ※上に同じ	
	名寄帳	1通 200円 納税義務者の資産の一覧	
	住宅用家屋証明書	1通 1300円 登録免許税の税率軽減に該当する旨の証明	
納税	納税証明書	1件 200円 納められた税額の証明 ※評価証明に同じ	<ul style="list-style-type: none"> ●本人の場合 ・本人確認書類 ●代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類
	滞納のない旨の証明書	1件 200円 全ての税目において滞納がないことの証明	
	軽自動車税継続検査用	1件 0円 軽自動車税の滞納がないことの証明	

② コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを使い、全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機で、各種証明書を取得できます。

役場の開庁時間に窓口に行けない、遠い場所にいるといった時、手軽に証明書が取得できる便利なサービスです。

取得できる証明書の種類

種類	取得できる範囲
住民票の写し	本人および同一世帯の方
住民票記載事項証明書	
印鑑登録証明書	印鑑登録をしている本人のみ
戸籍証明書(全部事項・個人事項)	檜葉町に本籍がある本人および同一戸籍の方
戸籍の附表の写し	

種類	取得できる範囲
課税・非課税証明書	本人の最新年度分 ※申告がないと交付できない場合があります
所得証明書	

※手数料は役場窓口と同じです。

利用できる店舗

全国のコンビニ(マルチコピー機が設置されている店舗に限ります)

利用できる時間

午前6時30分～午後11時(12月29日～1月3日及びメンテナンス時を除く)





税金



公式サイトで
詳細情報を
すぐにチェック!



住みよい環境のもとで生活するために、町税の果たす役割は重要です。

皆さんに納めていただく町税は、福祉、教育、土木など町のさまざまな「行政サービス」の向上を図るための財源として重要な役割を果たしています。

税金の種類・納期について

問 税務課 ☎0240-23-6101

税金の種類	納税義務者	納期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町民税	町が行政サービスを提供するために必要な費用を、町民の皆さんに負担していただく税金です 1月1日現在、町内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった方			1期		2期		3期		4期			
		給与からの特別徴収: 毎月											
		公的年金からの特別徴収: 年金支給月											
固定資産税	固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村が課税する税金です 1月1日現在、町内に土地、家屋または償却資産を所有する方		1期		2期		3期		4期				
軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対してかかる税です 4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)を所有する方	全期											
国民健康保険税	市町村が、国民健康保険に要する費用に充てることを目的とします 世帯を単位とし、世帯主が納税義務者になります			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		
		公的年金からの特別徴収: 年金支給月											
町たばこ税	たばこの消費に対してかかります 製造たばこの売り渡しなどをした卸売販売業者など	毎月											

➡ 国税・県税についてのお問合せは

項目	問合せ先	
県税について(法人県民税、不動産取得税、自動車税など)	福島県相双地方振興局県税部	☎0244-26-1123
国税について(所得税、相続税、贈与税など)	相馬税務署	☎0244-36-3111

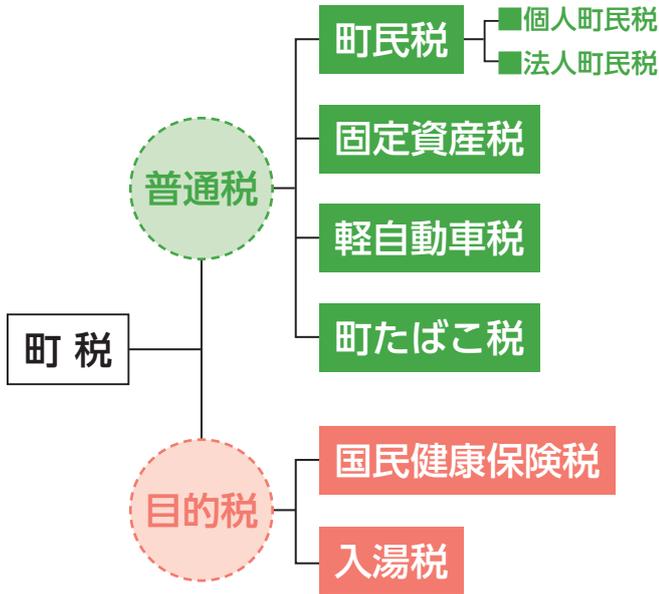
➡ 税に関する証明が必要なとき

各種証明書の請求の際には、必ず窓口に来られる方の本人確認できるものをお持ちください。

▶ 税に関する証明・閲覧・手数料などについて…P17

町税の仕組み

町税は、使い道が限定されていない「普通税」と、使い道が定められている「目的税」に分かれます。



町税は、自主的に納期限内に納めていただくのが原則です。納期限内に納めましょう。

町税を納付できないときは…

災害や病気、失職などで納税が困難なときに、納税の猶予、分納などを受けられる場合があります。詳しくは、税務課へお問い合わせください。滞納したままでいると、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もありますので、注意してください。

納税の方法

町から納付書を郵送します。以下の方法により、納期限内に納付してください。

1 町役場にて納付

2 指定金融機関にて

- 窓口で納付
- 口座振替で納付

3 コンビニエンスストアにて

※納付書1枚あたり30万円を超えるものはコンビニエンスストアでは納付できません。

納税は **便利** **确实** **安心** な

「口座振替」がおすすです！

【指定金融機関】

東邦銀行・福島銀行・大東銀行
いわき信用組合・あぶくま信用金庫
福島さくら農業協同組合・ゆうちょ銀行
※あぶくま信用金庫で口座振替の利用は、久ノ浜・広野・富岡・夜ノ森・双葉・浪江支店のみです。
※あぶくま信用金庫を除く上記金融機関では、すべての支店で利用できます。

【申込方法】

税務課または町内金融機関に備えてある「口座振替依頼書」にてお申し込みください。

必要なもの：納税通知書、通帳、取引印(通帳届出印)

【口座振替の開始】

口座振替依頼書をご提出いただいた翌月末以降の納期から振替となります。(振替日は納期の末日)

納税のご相談は…税務課 ☎0240-23-6101



税金





国民健康保険(国保)とは

会社などの各種健康保険に加入されていない方が不意の病気やけがをしたとき、治療費などの経済的な負担を少しでも軽くするため、日ごろ健康なときから加入者みんなで保険料を出し合い、必要な医療費に充てようという助け合いの制度です。

国民健康保険(国保)

☎ 住民福祉課 ☎0240-23-6102

👉 こんなときは届出を

☎ 住民福祉課 ☎0240-23-6102

国民健康保険に加入するとき、脱退するときは、住民福祉課へ14日以内に届出をしてください。

	「こんなとき」具体例	必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他市区町村から転入したとき	●印鑑 ●転出証明書(転入手続きをしてください)
	職場の健康保険をやめたとき(退職時・任意継続保険脱退時)	●印鑑 ●職場の健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	●印鑑 ●母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	●印鑑 ●保護廃止決定通知書
国民健康保険を脱退するとき	他市区町村へ転出するとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●加入した健康保険の保険者証
	生活保護を受けるようになったとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●保護開始決定通知書
	死亡したとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●死亡を証明するもの
その他	住所、氏名、世帯主が変わったとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証
	世帯を分けたとき、世帯を一緒にしたとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証
	国民健康保険被保険者証を紛失したとき	●印鑑 ●本人確認できるもの(運転免許証など)
	就学により別に住所を定めたとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●在学証明書など

※届出の際は、身分証明書(運転免許証など)と個人番号(マイナンバー)が分かるものをお持ちください。

👉 国民健康保険税

☎ 税務課 ☎0240-23-6101

保険税の決め方

保険税は、世帯主に課税されますが、次の3つを計算して税額が決まります。

所得割

世帯の加入者の所得に応じて計算

均等割

世帯の加入者の人数に応じて計算

平等割

一世帯当たりで計算

⚠️ 保険税を滞納すると

有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されます。

制度の仕組み

被保険者(福島県内に居住の方)



- 75歳以上の方
75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。
- 65歳以上75歳未満の一定程度の障がいがある方で、申請により広域連合の障害認定を受けた方
認定を受けた日から加入します。障害認定により、後期高齢者医療制度への加入を希望される場合は、手続きが必要です。また、認定後いつでも将来に向かって撤回することができます。



後期高齢者医療制度の運営は、福島県内の全ての市町村が加入する「福島県後期高齢者医療広域連合」が行います。

被保険者証

- 被保険者証は、原則として郵送でお届けします
- 被保険者証は、1人につき1枚
- 毎年8月1日付けで更新(定期更新)
- 医療機関にかかるときは必ず提示

⚠有効期限内に、一部負担金の割合や住所など記載事項に変更があった場合は、新しい証を交付しますので、変更前の証を市区町村の担当窓口または広域連合に必ず返却してください。

75歳になられる方	障害認定の方	住所異動された方	定期更新
75歳の誕生日の前月中にお届けします。誕生日から使用してください。	認定後速やかにお届けします。後期高齢者医療制度に加入される前に使用されていた被保険者証などの処分については、交付元の市区町村国民健康保険担当課や健保組合などにご確認ください。	住所異動手続きの約1週間後にお届けします。1週間以内に受診予定のある方は、市区町村の担当窓口にお申し出ください。	毎年7月下旬にお届けします。新しい被保険者証は8月1日から使用してください。

保険料の決め方

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人一人に、負担能力(所得)に応じて公平に納めていただきます。

均等割額 + 所得割額 = 年間保険料

被保険者全員が均等に負担 + 被保険者の所得に応じて負担 = 4月から翌年3月までを1年間

年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。
※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。



国民年金とは

国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障がい者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

国民年金加入者



第1号被保険者

- 自営業者
- 自由業者
- 農林漁業従事者
- 学生



第2号被保険者

厚生年金や共済組合に加入している方

- 会社員
- 公務員



第3号被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者

- 会社員の妻(夫)
- 公務員の妻(夫)

第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく**全国一律**です!

第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。



国民年金の給付と種類

基礎年金	老齢基礎年金	国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある方が、65歳になったときから受けられる年金です。
	障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前に、初診日のある病気やけがで障がい者になった方が受けられる年金です。*受給する要件を満たしている必要があります。
	遺族基礎年金	国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が死亡したとき、生計を維持されていた子のいる配偶者または子が受けられる年金です。
第1号被保険者に対する独自給付	付加年金	付加保険料を上乗せして納めた場合は、加算された年金額を受けられます。
	寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、老齢・障害基礎年金を受けないことと死亡したとき、婚姻期間10年以上ある妻に60歳から65歳まで支給されます。
	死亡一時金	保険料を3年以上納めた方が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。

国民年金基金

第1号被保険者で国民年金に加入している方には、サラリーマンのような厚生年金基金などの上乗せがありません。そこで、その差を埋めるためにできた公的な年金制度が「国民年金基金」です。国民年金保険料を納めている国民年金の第1号被保険者が加入できます。

👉 こんなときは届出を

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、全員が加入します。

	「こんなとき」具体例	必要なもの	期間
加入するとき	20歳になったとき (厚生年金の加入者は除く)	● 印鑑	
加入しているとき	加入者の死亡	● 年金手帳 ● 印鑑など	14日以内
	厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者でなくなったとき	● 年金手帳 ● 印鑑 ● 扶養抹消年月日がわかる書類など	
	会社など退職したとき	● 年金手帳 ● 印鑑 ● 退職日のわかる書類	
年金を受けているとき	年金を受けようとするとき	● 年金手帳 ● 印鑑 ● 住民票 ● 戸籍謄本など	受給対象になったとき
	引き続き年金を受けようとするとき (住民票コードが確認できている方は不要)	● 受給者現況届 ● 印鑑	誕生日または指定された日
	年金を受けていた方が死亡したとき	● 国民年金証書 ● 印鑑 ● 戸籍謄本など	14日以内

保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。まずは申請を!

学生納付特例制度	納付猶予制度
学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。	50歳未満の方については、保険料の納付を猶予する制度があります。



介護保険制度

問 住民福祉課 ☎0240-23-6102

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上の皆さんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できる仕組みです。

介護保険に加入する方(被保険者)

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号
被保険者
65歳以上の方

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

年金が年額18万円以上

年金が年額18万円未満など

特別徴収

年金の定期支払いの際、保険料が天引きされます。

普通徴収

送付される納付書にもとづき、保険料を個別に納めます。

第2号
被保険者
**40歳以上
65歳未満の方**

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

加入している医療保険の保険料に上乗せして納めます。

市区町村(保険者)

介護保険制度の運営は、市区町村が行います。

- 制度の運営
- 要介護認定
- 被保険者証の交付
- サービスの確保と整備

要介護認定の申請・
保険料の納付

被保険者証の交付・
要介護認定

地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援

社会福祉士



主任ケアマネジャー

保健師など

介護報酬の支払い

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが提供
- 在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供

サービスの提供

利用料の支払い



福祉・健康

広告

健康保険取扱(骨折・脱臼の場合は医師の診断が必要)

さくま接骨院

受付時間	月	火	水	木	金	土
午前8:00~11:30	●	●	●	●	●	●
午後2:00~ 6:00	●	●	●	●	●	休診

定休日：日曜・祝祭日

檜葉町大字下小埜字佐野3-16

Tel. 0240-23-4366

鈴木繁診療所

檜葉町大字下繁岡字赤粉1-11

精神科：不眠、うつ、認知症などを診療。

(日)(月)(火)8時半~16時。往診もします。

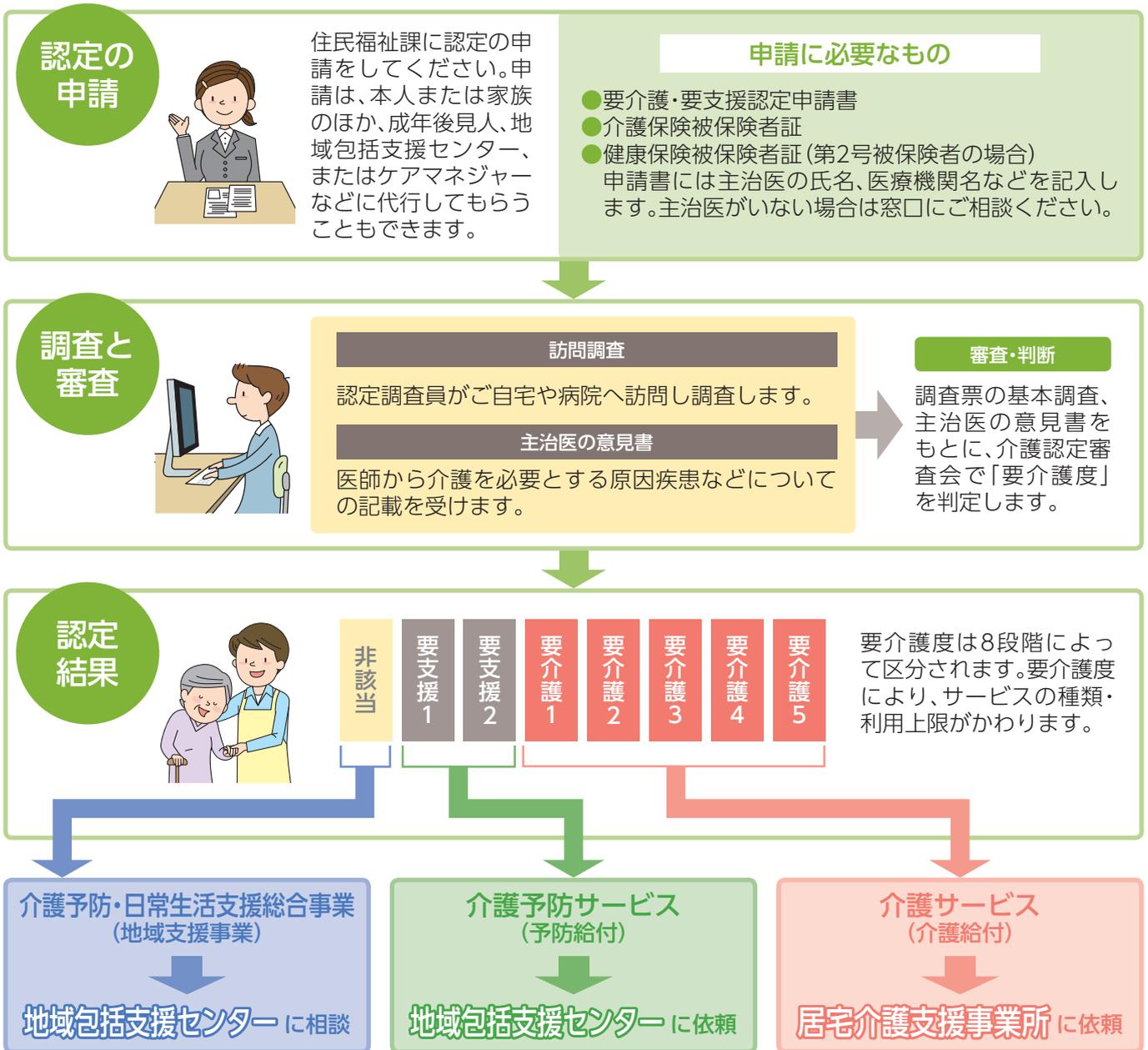
お電話下さい。予約外の方もお電話を。

●お問い合わせ/診療所：0240-23-7763

携 帯：090-4138-8422



サービスを利用するためには、市区町村に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。



🍀 知っていますか？

障がいのある人・関連する設備を示すマーク

見かけたら障がいのある人へご配慮をお願いします

耳マーク



耳が不自由であること、及び耳が不自由な人への配慮を示すマークです。

(出典: (一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

(出典: 厚生労働省)

オストメイト/オストメイト用設備マーク



人工肛門、人工膀胱がある人、またそうした人のための設備があることを示すマークです。

(出典: (公財)交通エコロジー・モビリティ財団)

障害者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物、設備であることを示す世界共通のマークです。

(出典: (公財)日本障害者リハビリテーション協会)

聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)



聴覚が不自由なことが理由で免許に条件を付けられている人が車に表示するマークです。

(出典: 警察庁)

身体障害者標識 (身体障害者マーク)



肢体が不自由なことが理由で免許に条件を付けられている人が車に表示するマークです。

(出典: 警察庁)

ハート・プラスマーク



見た目ではわかりにくい、体の中に障がいがあることを示すマークです。

(出典: (特非)ハート・プラスの会)

介護保険サービスには、在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスがあります。

➡ 自宅で受ける



訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、排泄の介助や、掃除、洗濯などの日常生活の援助を行います。

訪問入浴介護

移動入浴車で家庭を訪問し、介護士と看護師が入浴の介助を行います。

訪問看護

疾患などを抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問しリハビリテーションを行います。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し療養上の管理や指導を行います。

➡ 施設に通う



通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどに通所して、食事・入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。

通所リハビリテーション（デイケア）

老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上の機能訓練などを日帰りで行います。

➡ 短期の入所



短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）

福祉施設に短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。日常の「生活介護」と医療上のケアを含む「療養介護」があります。

➡ 介護環境を整える



福祉用具貸与

日常生活の自立を援助するための福祉用具をレンタルするサービスです。器具により要介護度の設定があります。

福祉用具購入

特定介護予防福祉用具を、指定された事業者から購入したときに購入費（上限あり）が支給されます。

住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修に改修費用（上限あり）が支給されます。改修前に申請が必要です。

➡ 施設サービス



介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症で日常生活に常時介護が必要で、自宅での適切な介護が困難な方が入所します。

介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護・介護・機能訓練を行い家庭への復帰を支援します。

介護療養型医療施設

長期にわたる療養や介護が必要な方のための医療機関の病床で、医療・療養上の看護などが受けられます。

➡ 地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために地域の特性に応じたサービスが受けられます。サービスの内容や種類は、市区町村によって異なります。

小規模多機能型居宅介護

地域密着型特定施設入居者生活介護

※当町では、このサービスを行っておりません。

利用の際には、事前にご連絡ください。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

地域密着型通所介護



福祉・健康

広告

故郷の光る海と川、緑かおる自然の中で、
地域と共に豊かに暮らす。

Lilyjen

一緒に頑張る仲間を大募集！ 応援介護職員を募集中

社会福祉法人 広葉会

特別養護老人ホーム **リリー園**

檜葉町大字井出字上ノ原28番地

tel.0240-25-1777

檜葉 リリー園 検索

高齢者福祉

☎ 住民福祉課 ☎0240-23-6102

高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、地域包括支援センター・社会福祉協議会では介護予防対策として高齢者の状態に応じた介護サービスなど、さまざまなサービスを提供しています。

➡ 地域包括支援センター

☎ 地域包括支援センター ☎0240-25-4155

相談窓口

高齢者及び障がい者(40歳以上)の介護、健康、暮らしにかかわる心配や相談、問題に対応します。

介護予防支援

要支援者及び事業対象者を対象に介護予防ケアプランを作成します。

権利擁護

高齢者の虐待に関する相談や金銭管理、成年後見人制度に関する支援を行っています。

包括的・継続的ケアマネジメント

適切なサービスの提供と住みやすい地域づくりを支援します。

➡ 社会福祉協議会 ☎0240-25-4157

在宅福祉サービス

町内居住の高齢者・障がい者等に対し、各種サービスを提供し、日常生活を支援します。

介護予防事業

高齢者が要介護状態にならないよう、体操やレクリエーション活動を通して、身体の維持・向上を支援します。

日常生活自立支援事業(あんしんサポート事業)

判断力に不安がある方の生活を、書類や印鑑などの預りや日常的な金銭管理のお手伝い等で支援します。

老人クラブ

高齢者の仲間づくりを通して生活を、豊かにし、生きがいと健康づくり活動をする自主的な組織です。会員募集中。

ボランティアセンター

ボランティア活動を希望する方や支援を希望される方の相談や講座・研修会等を行っています。



障がい者福祉

☎ 住民福祉課 ☎0240-23-6102

障がいのある方の福祉サービス

障害福祉サービスは、障害者手帳をお持ちの方が対象のサービスです。手帳の取得については、住民福祉課へ。

身体障害者手帳

身体の機能障がいの種類や程度により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

療育手帳

知的な障がいがあり、県の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障がい程度の区分は④、A、③、Bがあります。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。

こんな時は届出を！

- 住所、氏名、保護者が変わったとき
- 手帳を紛失、破損したとき
- 障がい程度が変わったとき(再申請により障害等級が変更することがあります)
- 本人が死亡したとき

各手当

障がいのある方及び障がいのある児童を家庭で監護している方に、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当が支給されます。各手当の支給を受けるためには、申請が必要です。

➡ 生活支援

町内おでかけタクシー(復興推進課)

町内一律300円で乗車できます。あらかじめ、タクシー助成証の申請が必要です。利用条件:妊婦、障がいをお持ちの方、免許証を自主返納された方、65歳以上の方。

お買い物支援バス(復興推進課)

お買い物支援として町内を循環するバスです。どなたでも無料でご利用いただけます。運行時刻、運行ルート等の詳細はお問い合わせください。

緊急通報システム事業(住民福祉課)

もしものときに、緊急通報できる装置をご利用できます。日常生活にご不安を感じる方は、ぜひご活用ください。

➡ 生きがいづくり

市民大学(教育総務課)

町民の皆さんが自由に楽しく参加できる生涯学習講座です。

シルバー人材センター((社)南双広域シルバー人材センター ☎0240-23-5240)

高齢者としての経験や知識を生かし地域貢献ができません。

老人クラブ

(檜葉町老人クラブ事務局 ☎0240-25-4157)

サークル活動を通して、健康づくりや会員相互の親睦を行います。

以下の支給・サービスを受けるには申請が必要です。なお、自己負担は原則1割負担ですが、世帯の課税状況によって負担上限額が決められています。

身 身体障害者手帳 **療** 療育手帳 **精** 精神障害者保健福祉手帳
 ※各種手帳をお持ちでない方も、サービスを利用できる場合がありますので、ご相談ください。

サービスの種類	内容		お持ちの手帳が対象となるサービス			
補装具費の支給	支給要件に該当する方に対して、補装具(補聴器、義足、義肢、車いすなど)の購入費または修理費の支給を行います。		身			
日常生活用具の給付	支給要件に該当する方に対して、日常生活用具(聴覚障がい者用通信装置、電気式たん吸引器、ストマ用装具、居宅生活動作補助用具(住宅改修費))などの支給を行います。		身			
自立支援医療費(更生医療)の支給	支給要件に該当する方(18歳以上)が、その障がいを軽減し、日常生活能力を回復するために必要な医療費を支給します。		身			
自立支援医療費(育成医療)の支給	身体に障がいのある児童(18歳未満)が治療によって身体障がいの除去・軽減効果が得られる者に医療費を支給します。					
自立支援医療費(精神通院医療)の支給	在宅精神障がい者の医療の確保を容易にするため、通院医療費を支給します。					
自立支援給付(障害福祉サービス)及び地域生活支援事業	障がいのある人々が、障がいの種別(身体障がい・知的障がい・精神障がい)にかかわらず、必要とするサービスを利用できるよう、障がいの程度や社会活動、介護者や住居などの状況をふまえ、必要な支援を行います。		身	療	精	
	障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)	日中活動系サービス				療養介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援など
		居住系サービス				施設入所支援・共同生活介護(ケアホーム)・共同生活援助(グループホーム)など
		訪問系サービス				居宅介護(ホームヘルプ)・重度訪問介護・短期入所(ショートステイ)など
	計画相談支援	適切なサービス利用に向けて専門的なケアマネジメントにより、きめ細やかな支援を実施するサービスです。				
地域生活支援事業	日中一時支援事業・移動支援事業など・自動車運転免許の取得費及び自動車改造費の助成など					
障害児通所給付	児童発達支援 ………小学校就学前の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。 放課後等デイサービス …学校(幼稚園、大学除く)に就学中の障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。					
重度心身障害者医療費助成	重度の障がいのある方が、通院した際の医療費を助成します。		身	療	精	
人工透析患者通院交通費助成	人工透析を必要とするじん臓機能障害者が交通機関を利用して通院する場合、交通費を助成します。 ※所得制限があります。事前に申請が必要です。		身			
各種割引制度	身体・精神障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている方は、バス運賃やNHKの受信料などの割引が受けられます。 ※障がいの種類、程度によっては受けられる制度が異なります。		身	療	精	



福祉・健康

生活困窮者支援

☎ 住民福祉課 ☎0240-23-6102

病気・失業などの生活環境等の変化により、生活困窮に陥った際に早期解決に向けた支援を相談支援機関と連携して行います。

住民健診

☎ 住民福祉課 ☎0240-23-6102

檜葉町の住民健診は、集団健診を行います。年齢により受診できる健診項目が異なりますので、ご注意ください。

総合
健診

毎年町内の会場で実施します。

健診項目	対象者	検査内容	総合健診
健康診査	20歳以上の方	身長・体重・腹囲・血圧測定、血液検査(脂質・肝機能・腎機能・血糖)・尿検査、診察 ※医師が必要と認めた場合は、貧血検査・心電図検査・眼底検査があります。	○
胃がん検診	20歳以上の方	胃部X線撮影(バリウム)	○
肺がん検診	40歳以上の方	胸部X線撮影・50歳以上の方は希望により喀痰検査 ●65歳以上の方は、結核検診も合わせて行います。	○
大腸がん検診	20歳以上の方	便潜血検査	○
前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液検査(PSA)	○
お口の健診	20歳以上の方	歯科健診・歯科相談	○
肝炎ウイルス検査	40歳	血液検査(B型・C型肝炎ウイルス検査)	○
乳がん検診	40歳以上の女性(2年に1回、前年度未受診の方)	乳房X線撮影(マンモグラフィ)・視触診	
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	視診・子宮頸部細胞診	

その他の保健事業

☎ 住民福祉課 ☎0240-23-6102

成人のための保健事業

事業内容

健康教育	生活習慣病予防に関する健康・栄養・運動の講話及び実習
健康相談	糖尿病などの生活習慣病や健康診査で注意が必要な方へ保健師や栄養士による健康・栄養・運動に関する相談
講演会	がん予防や生活習慣病予防に関する講演会
訪問指導	糖尿病などの生活習慣病や健康診査で注意が必要な方へ保健師・栄養士による健康・栄養・運動などの訪問指導
食生活改善推進員活動事業	食生活改善推進員(ボランティア団体)による健康づくりのための栄養料理教室・こども料理教室などの実施
インフルエンザ予防接種	65歳以上の方及び60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器などに重度の疾患がある方(身体障害者手帳1級相当)の希望者に対し自己負担額(2000円)で実施

その他

事業内容

献血	移動献血車により町内で実施
----	---------------

このほかにも、住民福祉課では健康や栄養、運動に関する教室や相談などを行っています。詳しい内容や日程は、毎月発行する広報紙に掲載しています。





子育て支援

☎ 住民福祉課 ☎0240-23-6102

手当・助成など

☎ 住民福祉課 ☎0240-23-6102

母子健康手帳の交付

妊娠したと思ったらできるだけ早く医療機関を受診しましょう。
そして医師もしくは助産師の診察により妊娠がわかたら住民福祉課に届出し、母子健康手帳をもらいましょう。

交付場所	榎葉町役場 住民福祉課(保健衛生係) 榎葉町大字北田字鐘突堂5-6
交付時間	月曜日～金曜日(年末年始・祝日は除く) 8:30～17:15
必要なもの	医療機関が発行した「妊娠届出書」、もしくは予定日がわかるもの

妊産婦健康診査

妊娠中に最大15回健康診査にかかる費用の一部補助を行っています。また、産後1ヶ月健康診査についても費用の一部補助を行っています。

受診には

- 妊婦一般健康診査受診券または受診票に、必要事項を記入して、母子健康手帳を添えて医療機関の受付に提出してください。
- 県内のほとんどの産婦人科・医療機関で利用できます。医療機関の受付におたずねください。
- 県外の医療機関で受診を希望する方は、榎葉町に申請が必要です。受診後すみやかに住民福祉課へ申請してください。

乳幼児・子ども医療費助成制度

0歳～満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを養育している方に、保険適用分の医療費が助成されます。

助成内容

申請書を提出し承認されると、乳幼児・子ども医療費受給者証が交付されます。この受給者証の提示により受診については支払いが免除されます。ただし、支払いをした場合にも領収書があれば保険適用分を住民福祉課で返還できます。

必要な書類

- 健康保険証(対象となる子ども)
- 印鑑 ● 保護者名義の通帳

出産育児一時金

出産育児一時金は、**出産された方**が出産時に加入している健康保険から支給されます。

国民健康保険に加入されている方

出産一時金として42万円を支給します。原則として、医療機関への高額の出産費用を直接支払わなくてもよくなる「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」となります。

⚠ 国民健康保険以外の保険に加入の方

国民健康保険以外の健康保険でも、同様の制度があります。詳しくは勤務先または加入している健康保険へお問い合わせください。



広告

分解清掃
エアコンクリーニング

分解清掃
換気扇クリーニング

カビ除去

浴室クリーニング 受付時間
店舗・施設の定期掃除も承ります 9時～20時(年中無休)



おそうじ本舗®

榎葉町店

おそうじの**プロ**がお手伝い

☎ 0120-442-113



株式会社 Drops

代表取締役 遠藤知行

榎葉町上繁岡山神97-1 ☎ 0120-442-113

おそうじ本舗 榎葉店 検索 ☎ 0240-23-5444



檜葉町の各種助成制度・支援事業について

項目	制度名称 (担当部署)	内容
出産・子育て	出産祝い金 (住民福祉課)	3人目以降(3人目も含む)のお子さんの出産から、一人につき30万円の祝い金が支給されます。
	チャイルドシート等購入補助 (くらし安全対策課)	チャイルドシート等の購入に対し、購入金額の半額を補助します。 ※補助上限額は1万となります。
移住	子育て世帯住宅取得奨励金 (建設課)	子育て世帯が町内で家を新築した場合、100万円の奨励金が支給されます。
結婚	結婚新生活支援事業 (復興推進課)	檜葉町で新たに結婚生活を送る方へ、住居や引越しに係る費用を最大30万円補助します。
教育	高等学校等への通学助成 (教育総務課)	教育費の軽減を図るため、通学費の一部を助成します。
	檜葉町奨学資金制度 (教育総務課)	経済的理由により就学困難な方に、無利子で奨学金を貸与します。

※制度の詳細や条件は各担当部署へお問い合わせください。

未熟児養育医療給付

原則として出生体重が2,000g以下で入院養育が必要と医師が認めた乳児に対し、保護者の所得に応じて医療費の一部を給付します。

申請方法はお問い合わせください。

➡ 子育て世代包括支援センター

☎ 住民福祉課 ☎0240-23-6102

妊娠期から子育て期にわたる、妊娠・出産・育児に関して、切れ目のない支援をする窓口です。

所在地	問合せ先	開所日時
檜葉町大字北田字鐘突堂5-6	住民福祉課 ☎0240-23-6102	8:30~17:15(平日)

➡ ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭等医療費の助成

母子・父子家庭の母、父及び児童、父母のいない児童とその児童を養育する者を対象に、健康保険適用分の医療費(医科・歯科・調剤など)が助成されます。所得制限があります。

母子家庭等自立支援給付金

母子・父子家庭の母・父の主体的な能力開発への支援のために、自立支援教育訓練給付金と高等技能訓練促進費があります。受講費用などの一部を支給します。事前申請が必要ですので、ご相談ください。

児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子どもや一定の障がいのある父母が、子どもを育てている場合に支給される手当です。支給には、所得やその他の制限があります。

⚠ 手当が支給されない場合

支給対象に該当しても、子どもが児童福祉施設に入所したとき、または請求者及び児童が公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けることができるときなど手当が支給されない場合があります。

児童手当

支給対象

0歳~中学校卒業まで(15歳になった後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

対象年齢	手当の金額	
0歳~3歳未満の児童	一律 15,000円	
3歳~ 小学校修了	第1子、第2子	※10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	一律 10,000円	

※18歳(高校卒業)までの児童のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。

所得制限を超えた受給者 一律 5,000円(月額)



子育て・教育

母子・寡婦福祉資金

母子家庭や寡婦の方が経済的に自立して、安定した生活を送るため、就学支度資金などの福祉資金の貸し付け相談を行っています(県事業)。

貸付の種類

- 修学資金(高校~大学)
- 事業開始資金
- 事業継続資金
- 技術習得資金
- 修業資金
- 就職支度資金
- 住宅資金
- 転宅資金
- 就学支度資金
- 結婚資金
- 生活資金
- 療養資金

子どもの予防接種

問 住民福祉課 ☎0240-23-6102

予防接種は種類により受ける時期・回数などが定められています。下記の表を参考に、接種スケジュールをたてて、受け忘れないようにしましょう。(このほかにも、任意で行う予防接種があります)

予防接種の種類	接種回数	標準的な接種期間	対象年齢 (法律で定められている期間)	接種間隔
ロタウイルス	1価 2回	生後2か月～14週6日まで	6週～24週	初回から4週間以上あけて2回目
	5価 3回		6週～32週	初回から4週間以上あけて2回目の後、さらに4週間以上あけて3回目
ヒブワクチン (Hib)	初回 3回	生後2か月～7か月の前日	生後2か月～5歳の誕生日の前日まで	27日以上の間隔をおいて (1歳の誕生日前日まで)
	追加 1回	初回終了後7か月～13か月の間隔をおいて		初回接種終了後7か月以上の間隔をおいて
小児用肺炎球菌 ワクチン	初回 3回	生後2か月～7か月の前日	生後2か月～5歳の誕生日の前日まで	27日以上の間隔をおいて (2歳の誕生日前日まで)
	追加 1回	生後12か月～15か月の前日		生後12か月以降に、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて
B型肝炎	1回目	生後2か月～9か月の前日	1歳の誕生日の前日まで	1回目の接種から27日以上の間隔をおいて 1回目の接種から139日以上の間隔をおいて
	2回目			
	3回目			
BCG(結核)	1回	生後5か月～8か月の前日	1歳の誕生日の前日まで	
4種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	1期 初回 3回	生後3か月～12か月の前日	生後3か月～90か月の前日まで	20日以上の間隔をおいて
	1期 追加 1回	初回終了後12～18か月の間隔をおいて		初回接種終了後6か月以上の間隔をおいて
2種混合(ジフテリア・破傷風)	1回	11歳	11歳～13歳の誕生日の前日まで	
麻しん風しん混合	1期 1回	1歳	左記に同じ	
	2期 1回	5歳以上7歳未満で、かつ小学校就学前の1年間		
水痘	1回目	生後12か月～15か月の前日	生後12か月～36か月の前日まで	3か月以上の間隔をおいて
	2回目	1回目終了後6か月～12か月の間隔をおいて		
日本脳炎 (※1)	1期 初回 2回	3歳	生後6か月～90か月の前日まで	6日以上の間隔をおいて
	1期 追加 1回	4歳(初回接種終了後おおむね1年後)		初回接種終了後6か月以上の間隔をおいて
	2期 1回	9歳	9歳以上13歳未満	
子宮頸がん予防 (※2)	3回	ワクチンの種類によって異なる 2価…13歳～14歳の前日 4価…12歳～13歳の前日	11歳～17歳の誕生日の前日まで	ワクチンの種類によって異なる 2価…1か月の間隔をおいて2回接種後、1回目の接種から6か月の間隔をおいて3回目を接種 4価…1か月の間隔をおいて2回接種後、1回目の接種から6か月の間隔をおいて3回目を接種

(※1) 平成7年度から18年度に生まれた方は、日本脳炎予防接種が不十分になっています。詳細につきましては、住民福祉課までお問い合わせください。

(※2) 子宮頸がん予防ワクチンについては、厚生労働省の勧告に基づき、平成25年6月より積極的な接種勧奨を差し控えています。接種を希望される場合は、住民福祉課までお問い合わせください。

広告

県指定 甲状腺超音波検査拠点医療機関

ときクリニック

●内科・小児科・循環器内科・消化器内科・呼吸器内科●

診療時間	月	火	水	木	金	土
AM9:00～12:00	○	○	○	○	○	△
PM1:30～4:00	○	○	○	○	○	△

● 電離健診 ● 予防接種 ● 低線量CT検査、遠隔画像診断

※休診日/月曜・土曜・日曜・祝祭日 **無料送迎あり**

檜葉町大字下小埜佐野3-9 ☎024(025)1222

室内装飾

- ・オーダーカーテン ・クロス貼
- ・床工事 ・ブラインド
- ・ロールスクリーン etc.

インテリア 秋元

代表 秋元 将志

檜葉町大字上小埜字中川原31-2

090-8258-5379



子育て・教育



子育て支援センター

☎ あおぞらこども園 ☎0240-26-0808

「あおぞらこども園」内に、子育て支援センターを併設しています。

センターでは、一時保育をはじめ、お子さんの成長を共に喜び、一緒に考えながら子育てする方々を応援する事業を展開しています。

(1)子育てひろば

親同士の交流を図り、情報交換をしたり、こども同士一緒に遊んだりすることで、子育ての不安やストレス解消を図ることを目的に、週3回(月・水・金曜日)に開催しています。

(2)育児相談

電話・面接による育児相談を行っています。お気軽にご相談下さい。

あおぞらこども園 ☎0240-26-0808

(3)一時保育

日頃、お子さんの世話をしている、急な用事などにより世話ができなくなった際に、一時的にお子さんをお預かりします。

利用できる年齢……榎葉町に住所があり、6か月～未就園のお子さん

保育時間……月曜日～土曜日
午前7時30分～午後6時30分

利用回数……一人 月12回まで

料 金……無料

乳幼児健康診査

☎ 住民福祉課 ☎0240-23-6102

対象

3～4か月児健診・10～11ヶ月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診 ※対象児には、約3週間前までに個別に通知します。

受診方法

- お子さんの対象となる健診をご確認ください。
- 予約の必要はありません。直接会場にお越しください。

種類	内容	持ち物
3～4か月児健診	内科健診・身体計測・保護者の歯科健診・保健相談・栄養相談	母子健康手帳・質問票・おむつ・必要な方はミルク
10～11ヶ月児健診		
1歳6か月児健診	内科健診・歯科健診・身体計測・保健相談・栄養相談・歯科相談・発達相談	母子健康手帳・質問票
3歳児健診	内科健診・歯科健診・尿検査・身体計測・保健相談・栄養相談・歯科相談・発達相談・聴覚検査	母子健康手帳・質問票・目、耳に関するアンケート・尿

認定こども園

☎ あおぞらこども園 ☎0240-26-0808

☞ 榎葉町立あおぞらこども園

対象児

- ・生後6ヶ月から小学校就学前までの乳幼児
- ・保育部(0～2歳児)は、原則として保護者の就業等により家庭保育が困難な乳幼児が対象です。

保育料

- ・町に住所を有する対象児は無料

入園申込

- ・10月頃にホームページ及び町広報誌などでお知らせします。
- ・住民福祉課福祉係、もしくはあおぞらこども園へお問い合わせください。

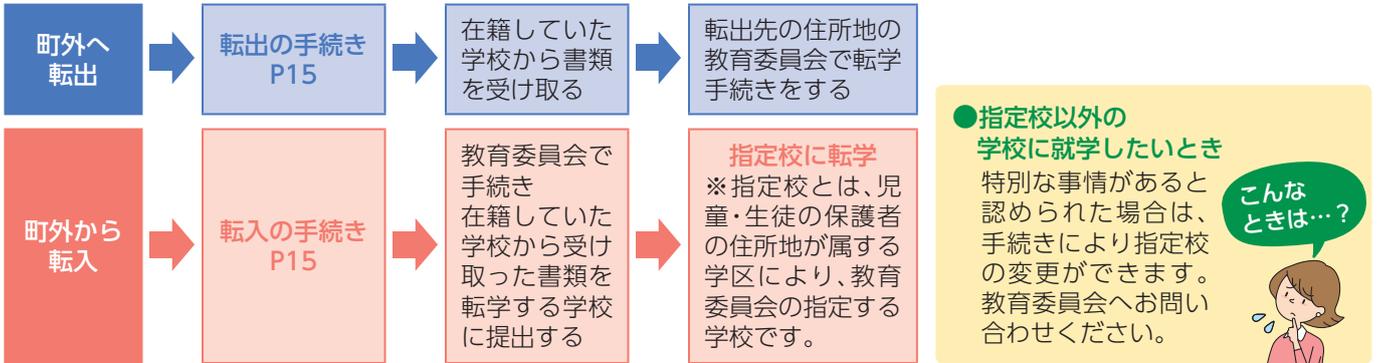


🔄 小・中学校に関する手続き

問 教育総務課 ☎0240-23-5515

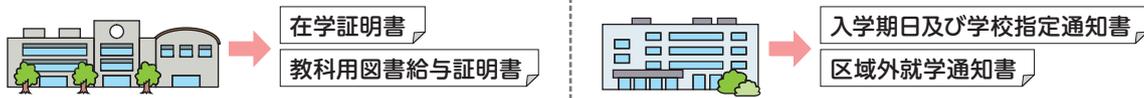
町内に住所がある児童・生徒は教育委員会が指定する小・中学校に入学していただきます。
1月末までに自宅に「就学通知書」をお送りします。

🔄 引っ越した時の手続きの流れ



在籍の学校から受け取る書類

役場で手続き後受け取る書類



こんなときは…?

- **就学費用のことで困っているとき**
経済的な理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者の方へ、世帯の収入額に応じ学用品費・給食費などの一部を援助します。
- **お子さんの心身状態に不安があるとき**
発達の遅れや障がいのある児童・生徒について、就学に関する教育相談を随時行っています。

🔄 児童館

問 檜葉町社会福祉協議会 ☎0240-25-4157

保護者が労働などで昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や夏休みなどの長期休業中に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

児童館の名称	実施場所	問合せ先	備考
檜葉南児童館	檜葉町大字下小埜字稻荷前56	☎0240-25-4157	

※定員人数や入会条件など詳しくは、檜葉町社会福祉協議会へお気軽におたずねください。

子育て・教育

広告

檜葉(玉)名物
玉屋の手づくり
茶まんじゅう

製造本舗 玉屋菓子店
製造責任者 菅野 伯恵
檜葉町大字井出字八石2-2 TEL(0240)25-2022



ごみ

問 暮らし安全対策課 ☎0240-23-6109

ごみは、ルールを守って出しましょう。

収集できるごみ

区分	種類	出し方	収集日	
ごみ	燃えるごみ	生ごみ/紙くず/紙おむつ/落ち葉/衣類/布類/革製品/ビデオテープ/硬質プラスチック製品等	必ず「指定ごみ袋」に入れて出してください。台所の生ごみは、水をよく切って出してください。竹串などの危険なものは紙などに包み、食用油などは、紙や布にしみ込ませるか、固めてください。	毎週 火・金曜日
	燃えるごみ (ごみ処理券が必要なもの)	新聞・雑誌、段ボール、枝葉(ごみ処理券を貼り付けて出しましょう)	新聞や雑誌は高さを30cm以内、段ボールは縦50cm横60cm以内となるように折り畳み、厚さは20cm以内とし、ひもで十字に結んでください。枝葉は、1本あたり長さを50cm以内としてください。1束の直径は30cm以内とし、崩れないようひもで結んでください。	毎週 火・金曜日
	燃えないごみ	金属製品(鍋等)、陶磁器類(茶碗、皿等)、ガラスくず(鏡、電球等)、小型家電(トースター、炊飯器等)、その他(汚れたカン、傘等)	刃物などの危険なものは、紙などに包み中身を明記してください。スプレー缶等は、必ず使い切り穴を開けてください。乾電池は、端子にテープ等を貼り絶縁させてから、指定袋に入れずに、ポリ袋等に入れて乾電池と明記してください。ボタン電池及び充電式電池は収集できません。	毎月 第3木曜日
資源ごみ	ビン類	ビン(飲料・食品が入っていたもの)	中を軽く水洗いして出してください。金属のフタは、カン類に出してください。割れているものは、紙などに包んでください。付着物や油が付いているビン、強化ガラス類は燃えないごみに出してください。	毎月 第1木曜日
	カン類	カン(飲料・食品が入っていたもの)	中を軽く水洗いしてください。カンはつぶさないでください。付着物や油が付いているカンは燃えないごみに出してください。	毎月 第3木曜日
	ペットボトル類	ペットボトル(飲料・食品が入っていたもの)	中を軽く水洗いしてください。ラベルやキャップは、プラスチック製容器包装に出してください。ボトルはつぶさないでください。付着物や油の付いているペットボトルは燃えるごみに出してください。	毎週 月曜日
	プラスチック製容器包装	商品を包んでいたプラスチック製の容器や包装物	汚れているものは、軽く水で流すか、紙などで拭き取ってください。袋の中身は分別しますので、二重に袋に入れないでください。付着物や油の付いている容器・包装物は燃えるごみに出してください。	毎週 月曜日
	古紙類	紙パック(内部が白色の紙パック)	中を軽く水洗いして、乾かしてください。パックを切り開いて、ひもで十字に結んでください。	月～日曜日 9:00～16:00まで 町公民館隣の車庫 (古紙集積所)
新聞・雑誌、段ボール、紙製容器包装(濡れていない紙でナイロンや紙以外の物が付いていない古紙)		古紙の種類ごとに広げて折りたたみ、ひもで十字に結んで出してください。町の古紙集積所へ出す場合は、ごみ処理券の貼付は不要です。感熱紙、防水加工紙、ロウビキの段ボール等は、燃えるごみに出してください。		



広告

○木の伐採・お庭、荒地のお手入れ・施設管理○
 ・機材リース・雑工事一式・砕石・白砂等販売・部材一式販売
 ・産業廃棄物収集運搬・一般廃棄物収集運搬
 ～なんでもご相談承ります～



株式会社 プロテック
 代表取締役 渡辺 貴浩
 榎葉町大字上小嶋字中島23-1
TEL (0240)23-5100
FAX (0240)23-5153

■各種プラント 設計・施工 メンテナンス
 ■焼却施設運転管理



有限会社 泉エンジニアリング

本社：榎葉町大字井出字苜集4-4
 TEL 0240-25-2293 FAX 0240-25-5450

いわき工場：いわき市四倉町字芳ノ沢1-36
 TEL 0246-84-6540 FAX 0246-84-6530

➡ 収集できないごみ

区分	種類	出し方
粗大ごみ	自転車、タンス、ベッド、畳等	指定ごみ袋に入らない家具等は、ごみステーション(集積所)には出せません。直接南部衛生センターに搬入、または南部衛生センターへ収集依頼してください。(南部衛生センターが指定した日時に、有料にて引き取りに伺います。)
事業所から出るごみ	営業活動によって発生したごみ	商店、飲食店、事業所等の事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任において適正に処理するか、一般廃棄物収集運搬許可業者にお問い合わせください。
家電リサイクル品目	テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機	販売店または処理業者にお問い合わせください。
その他、処理できないごみ	農業用機材(農機具・農業用ビニール、農薬、農薬袋、苗箱、ハウスパイプ等)、化学薬品、消火器、ブロック、石油・廃油類、自動車及びバイク等機材(タイヤ、バッテリー、バンパー等)、建築廃材、医療性廃棄物、神仏具、レンガ等	
パソコン	パソコン	パソコンの販売店及び各メーカーにお問い合わせください。

①決まったごみを

②決まった日に

③決まった場所に

ごみはきちんと分別して収集日の8:30までに出してください。

- ごみステーションなどのまわりは、隣近所の迷惑にならないように、いつも清潔に利用しましょう。
- ごみの種類に応じた**指定袋を使用**しましょう。
- ごみカレンダーを確認して、収集日に出してください。ごみカレンダーは、年一回広報誌と一緒に配布するほか、榎葉町役場庁舎に置いてあります。
- 収集についての詳細は、**南部衛生センター(☎0240-25-4609)**へお問い合わせください。

➡ 生ごみ処理容器・処理機設置補助金(くらし安全対策課)

家庭内のごみの減量化を図り、環境への負荷を減らすため容器・機械購入を補助します。

その他

➡ 住宅用新エネルギーシステム導入補助金(復興推進課)

住宅用新エネルギーシステムを設置する方に設置費の一部を補助します。

対象:太陽光発電システム、蓄電池、エネファーム

➡ 松ヶ丘墓地公園(くらし安全対策課)

公営墓地の区画販売を行っています。詳細はお問い合わせください。

広告



一般廃棄物処理業

株式会社 ジョイサービス

〒979-0603
 榎葉町大字井出字前沢50-2
TEL(0240)25-8326 FAX(0240)25-8327



水道を使い始めたり止めたりするときは、届出が必要です。



水道の使用開始と休止

引っ越しが決まったら…

転入、町内転居の場合

水道の使用
を
開始

町外への転出、転居の場合

水道の使用
を
休止

引っ越しの日の5日前を目安に、
まずは双葉地方水道企業団 総務課営業係に電話連絡をしてください。
受付時間……平日午前8時30分から午後5時15分まで

下記の必要事項についてお伝えください。

- ①住所・氏名
- ②利用開始予定日
- ③電話番号



- ①お客様番号
(「納入通知書」・「使用水量のお知らせ(検針票)」に記載されています。)
- ②現住所・契約者氏名・電話番号
- ③引っ越し予定日
(最後に使用する日)
- ④引っ越し先の住所・電話番号
- ⑤精算方法
(口座振替、納入通知書)

退出時までの料金を、計算して後日請求します。

⚠届出を行わずに無断で使用された場合、いたずら・漏水防止等のため止水処理されることがあります。

⚠届出を行わずに転出・転居された場合、その後の使用水量の負担が生じる場合があります。

➡ 水道料金について

水道料金は、メーターから計算した使用水量に基づいて算定します。

- 検針をする1か月の間に水道の使用を開始、または止めたときは、その使用日数及び使用水量に応じた額を請求します。
- 水道料金を指定納入期限内にお支払いいただけない場合、給水を停止することがありますので、ご注意ください。

【支払い方法】

料金の請求は、下水道使用料とあわせて毎月となっています。
下記取扱窓口にてお支払いください。

1 双葉地方水道企業団

2 取扱金融機関

東邦銀行・あぶくま信用金庫・相双五城信用組合・大東銀行・いわき信用組合(楡葉支店のみ)・福島銀行・東北労働金庫・福島さくら農業協同組合

3 コンビニエンスストア

料金の支払いは、便利な

「口座振替」がおすすめです！

金融機関またはゆうちょ銀行窓口にてお申し込みください。

必要なもの:通帳・届出印鑑・口座振替依頼書

振替日は毎月24日です。

(休業日の場合は翌営業日に)

自分でできる漏水確認方法

まず、敷地内にある水道の蛇口を全て閉めましょう。その後、水道メーターのパイロットマークを調べ、少しでも回っていたらどこかで水が漏れている可能性があります。



パイロット
メーター表示部

双葉地方水道企業団指定の水道業者へご相談ください。

(水道業者については <https://f-mizu.jp>)

告 告

— 楡葉町上下水道指定工事店 —

有限 吉田設備
会社

お気軽にご連絡下さい

楡葉町大字大谷字山岸21-1

090-3982-3422

きれいな水で、快適な暮らしを。

汚れた水を集めてきれいな水によみがえらせる下水道は、快適な生活を支える重要な施設です。下水道の利用可能な区域の確認は、町担当課へお問い合わせください。

➡ 下水道使用料

下水道使用料金は、下水道施設の維持管理に必要な費用の一部を負担いただくもので、使用水量に応じて算定されます。料金の支払いは、上水道の料金と一緒に請求します。使用料は、納期限内にお支払いください。また、便利な口座振替もご利用いただけます。

➡ こんな場合は手続きを

下水道使用区域で、次のような場合には申請等の手続きをしてください。

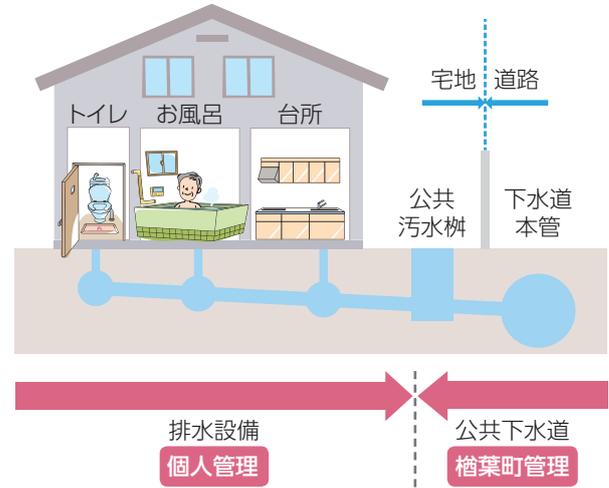
- 下水道への接続を行うとき
- 転入、転出をされるとき
- 使用者や所有者が変わるとき
- 井戸水使用や井戸水併用使用をしている世帯の人数が変わるとき

➡ 浄化槽

下水道未整備区域は、浄化槽を設置して生活雑排水を処理します。浄化槽は定期的な点検や検査などが必要です。詳しくは、建設課(☎024-23-6106)へお問い合わせください。

排水設備の区分

家庭からの汚水を公共下水道に流すために、宅地内に設置された桧や排水管を排水設備といいます。これら排水設備は個人の財産となりますので、個人で維持管理を行っていただくことになります。



下水道に流してはいけないもの…

下水道はみんなの施設です。管を詰まらせたり、処理場に悪影響を及ぼすものは流さないでください。

【例】台所の食品くず・残飯、天ぷら油、ガソリン、アルコール、薬品など



※食器洗いや洗濯などに使う洗剤は、必ず「無リン」のものを使ってください。また、水洗トイレでは溶ける紙(トイレットペーパー)を使ってください。

もしも下水道が詰まったら

排水設備(屋内や敷地内)の詰まりは個人管理となりますので、排水設備業者又は清掃業者に連絡してください。※費用は個人負担となります。台所やトイレなどの排水が悪い場合、市販のラバーカップや排水管清掃用具で改善できる場合もあるので試してみてください。なお、公共下水道の詰まりは、町が処理を行います。



生活・環境

SHIOYA 「これからの100年も地域と共に」

弊社は、約1,000社の取引先ネットワークで小さなものから大きなものまで真心込めてお手元へお届け致します！

取扱商材

鋼材類・塩ビ類・配管類・電動工具・エアコン
ポンプ・キッチン・トイレ・塗料・木材・etc

《ホームセンターに無い物も取寄せ致します。》

シオヤ産業株式会社 相双地区物流センター
双葉郡檜葉町上繁岡山神124-5
☎(0240)23-5567 ㊟(0240)23-5568
<https://www.shioyasangyo.jp/>

公揚環境事業 株式会社

～未来を見つめ、街や自然を美しく～ 檜葉営業所

事業内容

- 一般廃棄物収集運搬業
- 各種浄化槽清掃維持管理業
- 飲料水貯水槽清掃業
- 建築物の清掃維持管理業
- 害虫駆除防除業
- 各種配水管貯留槽の清掃

〒979-0603 檜葉町井出字萩平120-4
TEL(0240)25-5135 FAX(0240)25-1235

本社 いわき市四倉町字東1-17-1
TEL(0246)32-2430 FAX(0246)32-2318

〈新築・増築するとき〉

町内で建物を新築、増築する場合は届出が必要です。なお、建物用途や構造、規模によっては、確認申請書の提出が必要です。

〈建物を解体するとき〉

床面積が80㎡以上の建物を解体する場合は、工事を始める7日前までに届出が必要です。建設リサイクル法の規定により、相双建設事務所への届出が必要です。

〈景観を守るために〉

町内で景観に影響を与えるおそれのある大規模行為※を行う場合は、「福島県景観条例」の規定により相双地方振興局への届出が必要です。

※大規模行為とは、大規模な建物の建築や土石の採取のことです。

〈土地取引をするとき〉

次の面積以上の土地取引(売買など)を行う場合は、契約締結後2週間以内に県知事への届出が必要です。

- ・都市計画区域…………… 5,000㎡以上
- ・都市計画区域外…………… 10,000㎡以上

〈屋外広告物を表示・設置するとき〉

町内に屋外広告物(看板など)を表示または設置するときは、自己の所有する土地や建物でも、「福島県屋外広告物条例」の規定により、町の許可が必要です。

犬の登録・狂犬病予防接種

飼い犬の登録・狂犬病の予防接種・飼い犬の死亡届は、狂犬病予防法により義務付けられています。登録は犬の戸籍のようなものです。死亡の届出、登録事項変更の届出は必ず行ってください。

犬を飼ったら	予防接種	犬が死亡したら
<p>登録は犬の生涯に一度です 生後90日を経過した日から</p> 	<p>年1回 (3月2日～翌年3月1日まで) 予防注射を受けた場合、狂犬病予防注射済票交付の手続きをしなければ予防注射を受けたことにはなりません。 4月1日から6月30日の間に注射を受けさせましょう。</p>	
<p>な91犬が生後 った日以上 らに</p>		
<p>手続きができる場所</p>		
<p>1 檜葉町役場 2 狂犬病予防注射集団接種会場またはお近くの動物病院もしくは獣医師様(集団接種は毎年5月頃に実施)</p>	<p>1 狂犬病予防注射済票の交付には狂犬病予防注射済証明書が必要です。</p>	<p>檜葉町役場</p>
<p>登録を申請 鑑札の交付</p>	<p>狂犬病予防注射 狂犬病予防注射済票交付の手続き</p>	<p>死亡届出書を提出</p>
<p>登録手数料 3,000円</p>	<p>交付手数料 550円</p>	<p>必要なもの 鑑札・注射済票</p>
<p>飼い主が変わった・引っ越した 登録事項の変更届出書を提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 檜葉町に引っ越してきた場合は、以前の居住地の鑑札を窓口へ持ってきてください。 ● 犬を譲る場合は、鑑札や注射済票も一緒に渡してください。 	

廣 告

GODAI ~想造から創造へ~



株式会社 五大

〒979-0605 檜葉町大字大谷字仲平57-1
TEL:(0240)23-6444 FAX:(0240)23-6437



相談・行政区(自治会)

各種相談

相談の種類	内容	窓口
行政相談	行政相談員が、国に対する要望などを随時受け付け、担当機関に取り次いで解決を図ります。町の行政に対する要望なども受け付けています。	総務省 ☎0570-090110
税務相談	納期限内に納められないなど、納税に関する相談を受け付けます。	税務課 ☎0240-23-6101
人権相談	人権の侵害や差別で困ったとき、人権擁護委員などが随時相談に応じます。	住民福祉課 ☎0240-23-6102
高齢者総合相談	高齢者が、生活していく上で困ったことなどがあつたときの相談に応じます。	住民福祉課 ☎0240-23-6102
消費生活相談	消費生活や多重債務に関する相談を受け付けます。	新産業創造室 ☎0240-23-6105
心配ごと相談	生活上のいろいろな悩みや相談ごとに対して相談員が回答します。	住民福祉課 ☎0240-23-6102

あなたも行政区へ

☎ 総務課 ☎0240-23-6100

一日も早く地域に親しんでいただき、町政や地域の情報を確実に入手していただくため、行政区に加入しましょう。

行政区ではふれあいを通して住みよいまちづくり活動を行っています

環境美化活動

ごみステーション・道路・河川・公園など生活に身近な場所の環境美化に努めます。

広報紙などの配布

町が発行する広報紙やお知らせなどを配布します。また、地域で行われる行事など身近な情報もお知らせします。

親睦行事の実施

地域住民との交流や親睦を深めるため、盆踊りや運動会などのコミュニティ事業を開催します。



相談・行政区(自治会)





議会・選挙



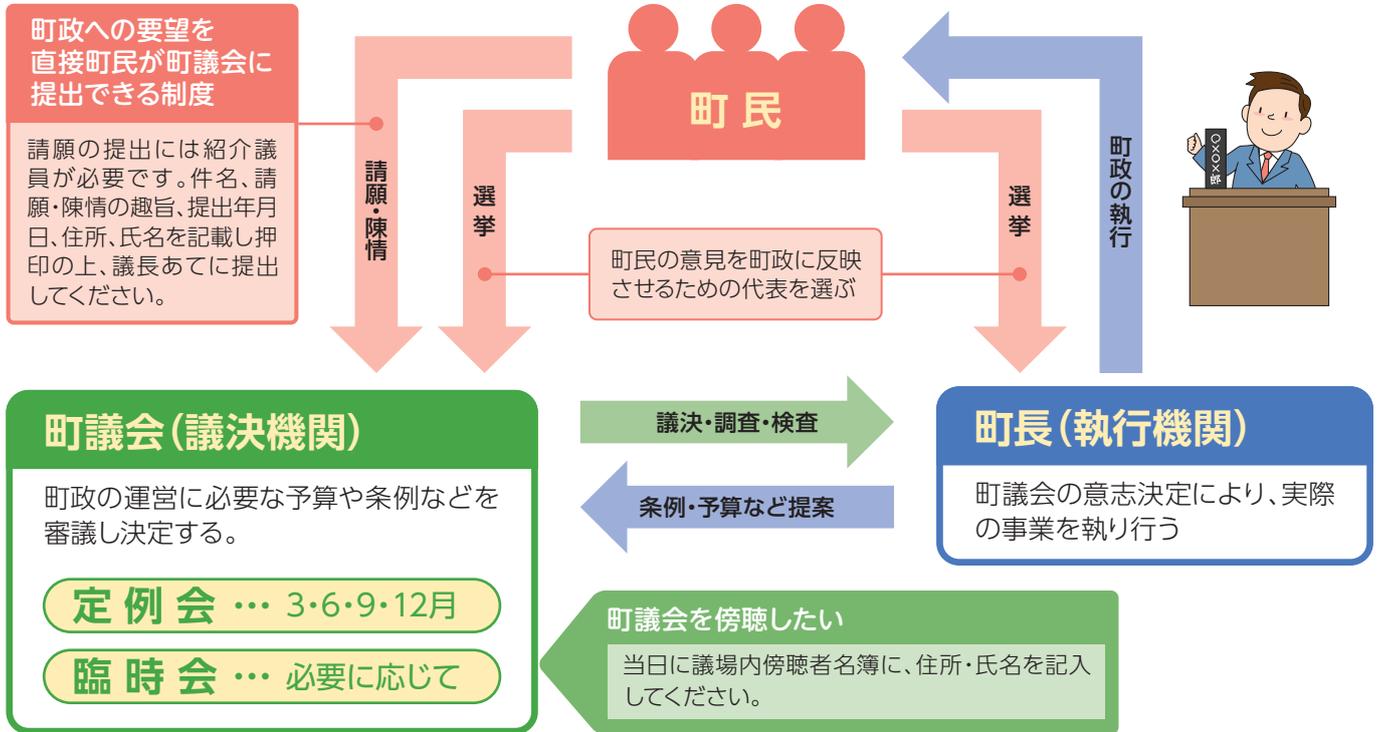
公式サイトで
詳細情報を
すぐにチェック!



町議会の仕組み

☎ 議会事務局 ☎0240-23-6132

町議会と町長は、直接選挙によって選ばれた、私たちの代表です。町民の声を反映した、よりよいまちづくりを目指して、それぞれの役割と権限を尊重します。



選挙権

☎ 選挙管理委員会 ☎0240-23-6100

満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿に登録されている方が投票できます。

選挙権を持つ対象者 選挙人名簿には、次の要件を満たしている方が登録されます。 ● 満18歳以上の日本国民 ● 転入の届出をした日から引き続き3か月以上、住民基本台帳に記載されていること。	登録の時期は、次のとおりです。 定時登録 毎年3・6・9・12月の各月の1日を基準日として、同日に登録します。 選挙時登録 選挙の都度、基準日及び登録日を定めて登録します。	選挙の管理・執行・種類 ● 国政選挙 衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙 ● 地方選挙 県知事選挙・県議会議員選挙・町長選挙・町議会議員選挙
---	--	--

🔄 こんな投票もできます

投票の種類	対象者	投票場所	備考
期日前投票	仕事や用事で投票日に投票所に行けない方	選挙管理委員会が定める場所(役場など)	
不在者投票	入院・出張・旅行・住所移転・その他やむを得ない理由で投票所に行けない方	他の市区町村や指定病院など	郵送などに時間がかかる場合がありますので、利用される場合は、選挙管理委員会事務局へお早めにお問い合わせください。
郵便投票	「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「介護保険被保険者証」をお持ちの方	自宅	障がいの種別や程度によって異なります。この制度を利用される場合は、「郵便投票証明書」が必要です。詳しくは、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

PROCEED TO THE FUTURE

先端材料を世界へ
次代を見据えて成長する住鋳エナジーマテリアル

世界的な地球環境保護の機運が高まり、近い将来には電気自動車の需要拡大が予想されています。電気自動車の普及のためのキーテクノロジーの1つが、高性能リチウムイオンバッテリーです。

住鋳エナジーマテリアル株式会社(SEM)は、2014年、世界をリードする非鉄金属メーカーの住友金属鋳山株式会社の関係会社として誕生しました。当社が製造するニッケル酸リチウム(NCA)は、電気自動車用リチウムイオンバッテリーの正極材として期待される材料です。

ニッケル酸リチウム(NCA)には極めて高い性能が求められており、当社は最新鋭設備ときめ細かな品質管理体制を整えてお客様のニーズにお応えしています。今後は、いっそうの生産能力増強により国内及び海外への安定供給を図ることにより、当社の社会的な責任を果たしていきます。

当社工場のある福島県楡葉町は、東日本大震災の余波を受け、いまだ復興への道半ばにあります。当社は、復興への熱い思いを胸に集まった社員とともに、健全な事業運営を行い、地域とともに継続的に成長することで貢献していくことを目指します。

環境にやさしい先端材料の生産拠点として、当社は地元の皆様とともに、次代に向かって力強く進んでいきたいと思えます。

代表取締役社長 久保 直樹



住鋳エナジーマテリアル株式会社

<http://www.sumiko-em.co.jp>

SEMは

ならはみらいから

元気を
届けます!



NCA



一般社団法人 ならはみらい

平成26年6月末に「まちづくり会社」として設立。

「きずな・安心・活力」この3つの基本理念のもと、町内外から応援をいただきながら町民自身が主体的に関わりを持ち、住みよい暮らしとなるような様々な事業に取り組んでいます。

生活基盤 再建・安定



- 生活再建のための受付業務
- 行政区を主体とした花植え支援等

コミュニティ 形成・支援



- 町内団体の連携を目的とした組織運営
- 町民活動のサポート等

交流促進



- 町外からの視察対応
- 町外と町内をつなぐボランティア組織の運営、活動サポート等

施設管理



- 商業施設及び交流施設の管理運営
- イベントの企画運営等



みんなの“やってみよう”をカタチに！まずは、ご相談ください。

電話:0240-23-6771 / FAX:0240-23-6772

住所:楡葉町大字北田字中満260 みんなの交流館ならはCANvas内

メール:info@narahamirai.com / ホームページ:<https://narahamirai.com/>

Facebook

ならはみらい



チェックしてねっ!

編集後記

「楡葉町暮らしの便利帳」は、楡葉町にお住まいの皆様方へ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、町民の皆様方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として楡葉町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「楡葉町暮らしの便利帳」は、地域の各団体及び事業者の皆様のご協力により、行政機関への設置はもとより、楡葉町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「楡葉町暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和2年10月末日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

楡葉町暮らしの便利帳

令和2年12月発行

発行

楡葉町

〒979-0696 福島県双葉郡楡葉町大字北田字鐘突堂5-6
TEL.0240-25-2111

株式会社サイネックス

〒982-0034 宮城県仙台市太白区西多賀4-13-8
TEL.022-243-6673

広告販売

株式会社サイネックス 福島支店

〒963-8032 福島県郡山市字下亀田31-5
TEL.024-923-0198

無断で複写、転載することをご遠慮ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。